

## 令和6年度版

# 中小企業経営支援施策概要

[県・公益財団法人21あおり産業総合支援センターの施策]

### ○「あおり産業支援情報メールマガジン」にぜひご登録ください。

県や国の補助金や経営セミナー等、皆様のお役に立つ最新情報を、  
タイムリーかつ定期的（毎週水曜日）にメール配信しています。

- ・タイトル又は本文に「メルマガ配信希望」と記載の上、  
[sangyo@pref.aomori.lg.jp](mailto:sangyo@pref.aomori.lg.jp) までメールをお送りください。
- ・メールマガジンの詳しい内容については、県のホームページで確認できます。  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/aomori\\_sangyoshienzyoho\\_mailmagazine.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/aomori_sangyoshienzyoho_mailmagazine.html)



### ○あおり事業者支援情報ポータル「あおビズサーチ」でも、

県などの支援情報をご覧いただけます。

<https://jigyosya-shien.pref.aomori.lg.jp/>



※この資料は、県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/siensesakugaiyo.html>



(更新情報)

2024. 5. 13

- ・2024. 5. 13 時点の情報に更新しました。

<更新箇所>

- ・「V その他」…p59

# 目次・インデックス

施策名	目的	頁	経営一般		創業・経営革新			技術・商品開発				販売		人	企	新	エ	
			新設 備導 入	へ の 対 変 化 応 	創 業 ・ 起 業	事 業 承 継	経 営 革 新	新 分 野 進 出	地 域 資 源 活 用	技 術 開 発	知 的 財 産 権 の 用	活 的 財 産 権 の 用	販 取 路 引 開 拓 大	海 外 展 開	材 材 育 確 保	業 再 生	型 コ ロ ナ ウ イ ル ス	ネ ル ギ ー 等 物 価 高 騰
<b>I 融資関係</b>																		
<b>1 青森県特別保証融資制度</b>																		
「青森新時代」への架け橋資金		1	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●					
経営安定化サポート資金		5															●	●
事業活動応援資金		7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
伴走支援型借換資金		9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	
<b>II 補助金関係</b>																		
1 青森県DX先行モデル創出支援事業費補助金		11	●	●			●	●	●	●		●						
2 青森県UIJターン就職促進交通費助成		12												●				
3 移住支援金・地方就職学生支援金（あおもり移住支援事業）		13												●				
4 青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金		14												●				
5 プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金		15												●				
6 医療・福祉職子育て世帯移住支援金		16												●				
7 青森県産業立地促進費補助金		18	●					●		●								
8 事業承継税制・金融支援の認定		19				●												
9 起業支援金（あおもり移住支援事業）		19			●	●												
10 あおもりスタートアップ支援補助金		20			●			●	●	●								
11 医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金		21						●	●	●		●						
12 青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金		21										●	●					
13 八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金		22							●			●	●					
14 新事業展開等促進補助事業		23		●	●		●	●	●	●	●	●	●					
<b>III 情報提供・相談・専門家派遣等</b>																		
1 デジタル化・DXに関する相談をしたいとき（DXに関する総合的支援体制）		24		●			●	●	●	●		●						
2 人財確保に関する相談等をしたいとき（あおもり人財確保推進センター）		25												●				
3 省エネ対策によるコスト削減をしたいとき		26	●	●														●
4 地域資源を活用したビジネスに関する専門的な助言を受けたいとき		26		●				●	●			●						
5 新商品の開発などの経営革新に取り組みたいとき（中小企業経営革新支援事業）		27		●			●	●										
6 創業・起業支援に関する相談（創業支援拠点）		30			●			●	●									
7 イノベーションに関する相談をしたいとき		31						●	●	●								
8 医療・介護関連製品の開発に関する専門的な助言を受けたいとき		31						●		●		●						
9 知的財産に関する相談等をしたいとき（青森県知的財産支援センター）		32						●		●	●							
10 海外ビジネス展開に関する相談等をしたいとき		33											●					
11 台湾市場で県産農林水産品の販路開拓に取り組みたいとき		33											●					
12 香港市場で県産農林水産品の販路開拓に取り組みたいとき		34											●					
13 県産農林水産品で新たな商品づくりに取り組みたいとき（農商工連携産業づくり相談窓口）		35						●	●	●								
14 建設業で経営改善や新分野進出に取り組みたいとき（建設産業相談窓口）		35	●	●		●	●	●	●	●		●		●	●			
15 建設業への就職について相談をしたいとき（建設業就職相談窓口）		36												●				
16 経営課題の解決に向けたさまざまな相談をしたいとき（青森県よろず支援拠点）		37	●	●	●		●	●	●	●		●						
17 首都圏等での新たな販路開拓のための相談をしたいとき		37										●						
18 食品加工に関する商品開発などの相談をしたいとき（FB（フードビジネス）相談会）		38					●	●	●	●		●						
19 経営・技術・情報化等に関する専門的な助言を受けたいとき		38	●		●		●	●	●	●	●	●						
20 下請取引に関する斡旋を受けたり、相談等をしたいとき		39										●						
21 事業承継に関する相談をしたいとき		39				●												
22 収益力の改善や事業再生のための財務や事業の見直しについて相談をしたいとき（中小企業活性化協議会）		40														●		



# I 融資関係

## 1. 青森県特別保証融資制度

# 「青森新時代」への架け橋資金のご案内

### ■「青森新時代」への架け橋資金とは

「青森新時代」への架け橋資金は、創業や新商品開発など、県が推進する前向きな取組みを行う県内中小企業者を支援する特別保証融資制度です。この制度を活用することにより、長期かつ低利（固定）での資金調達が可能となります。

### ■ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者（創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行う方（※）

- (1) 県内で中小企業者として創業する（創業後5年未満の中小企業者を含む。）事業
  - ① スタートアップ創出枠（スタートアップ創出促進保証によるもの）
  - ② 創業枠（スタートアップ創出促進保証以外の保証）
- (2) 空き店舗活用による地域商店街活性化への取組み（市町村の認定を受けたもの、空き店舗活用チャレンジ融資）
- (3) 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等の採択を受けた事業（次のいずれかに該当するもの）
  - ・ 法律の規定により行政庁の認定（承認を含む。）を受けた事業計画に基づいて行う事業（例：経営革新計画、地域経済牽引事業計画）
  - ・ 法律の規定により行政庁の認定を受けた事業計画の区域又は施設内において、計画の趣旨に沿って行う事業（例：あおもり生業づくり復興特区）
  - ・ 県が推進する登録事業等に係る要綱等に基づいて認定又は登録を受けた方が、当該登録事業等の趣旨に沿って行う事業（例：青森県健康経営認定制度、健康経営優良法人認定制度、環境認証取得又は省エネルギー診断制度）
  - ・ 国や県等が直接実施する補助等事業や、行政庁から委託を受けた財団法人等が実施する補助等事業において採択等された計画事業（例：新事業展開等促進補助事業、専門家派遣事業により設備の導入を行う事業）
- (4) 特別枠
  - ① 新商品等の開発・新分野進出を図る取組
  - ② DXを推進する取組・生産性向上を図る事業
  - ③ GXを推進する取組（再生可能エネルギー発電設備もこちらでご利用いただけます）
  - ④ SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組
  - ⑤ 賃金引上げに資する取組（1人当たり平均時給又は月給を1.5%以上引き上げる計画を作成するもの）
  - ⑥ 物流の2024年問題の解決への取組（業務効率化を図るもの）
  - ⑦ 県の推進する戦略等に基づく重点推進分野（次のいずれかに該当するもの）に属する事業
    - ・ エネルギー関連産業（再生可能エネルギーのメンテナンス事業等（売電事業を除く。））
    - ・ 医療・健康福祉関連産業
    - ・ 次世代環境自動車関連産業（電気自動車や燃料電池車など次世代環境自動車関連産業分野）
    - ・ 知的財産を活用した企業経営に取り組みする事業（自社の特許権、実用新案権、意匠権、商標権や開放特許の活用）
    - ・ 外貨獲得に向け、輸出をはじめとした海外ビジネス展開を図る事業
    - ・ 観光客等交流人口の増加に伴う経済効果の県内への波及に資すると認められる事業
- (5) 事業承継枠
  - ① 存続見通しがつかない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部又は一部を承継するもの
  - ② 事業承継の計画作成、又は計画実行のために資金を要するもの（事業承継後5年以内の者を含む）
  - ③ 事業承継特別保証を利用するもの
  - ④ 事業承継特別保証を利用し、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けたもの
  - ⑤ 経営承継借換関連保証を利用するもの
- (6) 地方創生又は地域密着に資するものとして、各取扱金融機関が提案し、県が承認した事業  
\*詳しくは『「青森新時代」への架け橋資金～金融機関提案枠のご案内～』をご覧ください。

（※）「青森新時代」への架け橋資金の要綱に定める目的に沿うものと認められないものについては、融資対象から除外されます（例：主たる収入が給与所得、役員報酬又は年金等である者が行う一般居住用の賃貸住宅に係る事業）。

### ■制度の特徴

- 県では、当制度（一部\*を除く）の利用者に対する信用保証料の一定割合を補助し、利用者の負担を軽減しています。  
\*②、太陽光発電設備の導入に係る事業は補助対象となりません。事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合の信用保証料0.25%又は0.45%（上乘せ分）、①①を利用する場合の信用保証料0.2%（上乘せ分）は補助対象外です。④④は「青森県SDGs取組宣言登録制度」の登録を受けている場合に限り、⑤は④及び⑤の場合に限り、補助対象となります。
- 市町村では、当制度の利用者に対する利子又は信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

## ■融資条件等

融資対象 条件	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			(6)
	①・②			①～⑦	①・②	③・④	⑤	
融資限度額	1億円 うち①は3.5千万円	1億円	1億円	2.8億円	1億円		1億円	1億円
資金使途 (注1)	運転資金、設備資金				運転資金 設備資金	運転資金 設備資金 既往借入金 の返済資金	既往借入金 の返済資金	運転資金 設備資金
融資利率 【固定利率】 (注2)	年1.1% ※(1)①及び②について、女性、U I Jターンによる創業の場合は、年0.9% ※(1)①及び②について、創業支援事業計画に基づいて県内市町村が設置する創業相談窓口の利用が確認できる者については年1.0% ※(1)～(4)について、三者連携協定(21 あおもり産業総合支援センター、青森県産業技術センター、青森県信用保証協会)に関する融資については、年1.0%				金融機関所定利率-0.8% (下限1.6%) 「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。			上限 年1.1%
融資期間 (うち、据置期間)	①10年以内 (1年以内) ②運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)	運転10年以内(2年以内)、 設備15年以内(3年以内)		10年以内 (1年以内)		運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)		
融資形式	①証書貸付 ②手形貸付、 証書貸付	手形貸付、証書貸付						
信用保証料 (注3,4)	原則年0.45%～1.90% (5)④及び⑤で中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合については、年0.20%～1.15%							
保証人 (注3)	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません (1)①、(5)③・④・⑤については、保証人を徴求しません							
物的担保	必要に応じ徴求 (1)①については、担保を徴求しません							
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会)							

(注1) 2(5)③及び④については、保証人(個人に限る)を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済(借換え)することができます。ただし、ニューマネー(増額借換を含む。)については、信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人に限ります。

2(5)⑤については、保証人(個人に限る)を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済(借換え)することができます。

(注2) 「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告(四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出)することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をよりの確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式(確認書)を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注3) 中小企業者である法人が、青森県信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを選択する場合には、所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率となります。

(注4) 県では信用保証料の30%又は40%の補助を行っています。(一部は補助対象外。「制度の特徴」をご参照ください。)なお、補助の対象となる融資額は5,000万円までとなります。

また、各市町村では、信用保証料又は利子の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村経済産業担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

## ■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。  
(空き店舗活用チャレンジ融資のみ、事前に市町村の認定が必要となります。)



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)  
※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

## ■お問い合わせ先

- 青森県信用保証協会 電話 017-723-1354 (保証業務課)
- 青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話 017-734-9368
- 青森県ホームページ【青森県特別保証融資制度のご案内】  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

# 「青森新時代」への架け橋資金

## ～金融機関提案枠のご案内～

地方創生や地域に密着した金融事業の推進のため、金融機関提案型による融資を「青森新時代」への架け橋資金の融資項目として実施しています。

県、金融機関、保証協会が連携し、各金融機関が「地方創生」又は「地域密着」をキーワードに独自開発したメニューを提供します。

○地域の医療・介護産業や地域資源活用の支援、経営改善・生産性向上のサポート、女性の活躍応援等、様々な前向き資金のニーズに対応しています。

○所定の保証料率（0.45～1.90％）に対する30％を県が補助します。また、1千万円を超える設備資金については、県が40％補助するほか、青森県信用保証協会による保証料率の10％割引により、事業者の保証料負担は50％まで軽減されます。（※）

（※）補助の対象となる融資額は5,000万円までとなります。

○継続的な情報提供や専門的なアドバイス等、融資後についても金融機関によるフォローを受けることができます。

### ■令和6年度「金融機関提案枠」融資概要と融資メニュー一覧

【融資限度額】1億円 【融資期間】運転10年以内（据置2年以内）、設備15年以内（据置3年以内）

金融機関名	資金名	融資対象	融資利率
青森銀行	あおぎん「未来応援」 ※令和6年12月26日までに融資実行となるお申し込みが対象となります。	経営改善・生産性向上ニーズを有する 県内中小企業	1.1％ 【優遇利率あり】 同行が斡旋する「商談会」・セミナーに参加する場合：1.0％
みちのく銀行	成長サポート資金 ※令和6年12月26日までに融資実行となるお申し込みが対象となります。	青森県内で創業し、創業後6年～10年目を迎え、更なる成長ステージを目指す者	1.1％
みちのく銀行	チャレンジ応援資金 ※令和6年12月26日までに融資実行となるお申し込みが対象となります。	青森県内の企業で外部専門家と連携のもと経営改善・生産性向上に取り組む者	1.1％
岩手銀行	進出企業サポート資金	県外から進出した中小企業者（県外から進出しようとする中小企業者を含む）が実施する事業	1.1％
東北銀行	地域資源を活用した事業化支援資金	地域資源を有効活用した事業創出に取り組む者	1.1％
東北銀行	地域医療・介護支援資金	医療・介護事業の拡大及び創業	1.1％
青い森信用金庫	女性活躍応援資金	女性が代表者の法人及び個人事業主（創業及び創業から5年以内の者を除く）	1.1％

※上記は、各融資メニューの概要です。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

※融資の手続や保証料率等については、従来の「青森新時代」への架け橋資金の規定に準じます。詳しくは同資金のチラシをご覧ください。

### ■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県ホームページ【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

# 経営安定化サポート資金のご案内

## ■経営安定化サポート資金とは

取引先企業の倒産、不況、災害などにより、経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の資金繰りを支援する特別保証融資制度です。

この制度を活用することにより、急激な売上減少や突発的災害等に直面したときに、当面の運転資金を確保し、資金繰りの安定を図ることができます。

## ■ご利用いただける方

原則として県内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する方

### (1) 連鎖倒産枠

倒産企業に対し売掛債権等を有する方又は倒産企業との取引依存度が10%以上の方

### (2) 経営安定枠 以下①～④のいずれかに該当する方

① 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益（以下「売上高等」という。）が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している方

② 売掛債権回収の長期化や回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じている方

③ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方

④ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方

### (3) 災害枠

① 県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じている方（事業開始後1年未満の方を含む）  
※令和6年4月1日時点での指定はありません。

② 陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受け、経営の安定に支障を生じているもので、次のいずれかに該当するもの

ア ホタテを取扱う水産加工業、卸、小売、飲食店、運送業（以下「ホタテ関連事業者」という。）

イ ホタテ関連事業者又はホタテ生産者に対する取引依存度が10%以上であるもの

### (4) 事業再生枠

金融機関や再生支援機関等の支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再生手続きを行い又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図る方

## ■制度の特徴

○「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。

○ 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

## ■融資条件等

条件	枠	連鎖倒産枠	経営安定枠	災害枠		事業再生枠
				①県指定	②ホタテ	
融資限度額		3千万円	4千万円	3千万円	ア1億円 イ3千万円	3千万円
資金用途		運転資金		運転資金、設備資金		
融資利率 【固定利率】 (注1,2)		金融機関所定利率-0.8%(下限1.6%) 「経営力向上割引」を利用する場合、 さらに年0.5%軽減されます。		0.9%又は1.1% (注4)		金融機関所定利率 ※「経営力向上割引」利用可
融資期間 (うち、据置期間)		10年以内(2年以内)				
融資形式		手形貸付、証書貸付				
信用保証料 (注2,3)		原則年0.45%~1.90% (セーフティネット保証等、特例保証に該当する場合は、当該保証に応じた保証協会所定の料率)				
保証人 (注3)		原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません				
物的担保		必要に応じ徴求				
取扱金融機関		県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会)				

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告(四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出)することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式(確認書)を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村経済産業担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村(令和6年4月1日現在:17市町村)  
青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、三沢市、つがる市、平川市、平内町、深浦町、野辺地町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、風間浦村、三戸町、階上町

(注3) 中小企業者である法人が、青森県信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものを選択する場合には、所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率となります。

(注4) 融資期間が3年以内の場合は年0.9%(固定)、融資期間が3年超の場合は年1.1%(固定)となります。

## ■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。  
融資実行後に、商工会議所又は商工会による経営指導を受けてください。



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)  
※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

## ■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354 (保証業務課)  
○青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話 017-734-9368  
○青森県ホームページ【青森県特別保証融資制度のご案内】  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

# 事業活動応援資金のご案内

## ■事業活動応援資金とは

県内中小企業者が一般的な事業資金を調達するにあたり、通常の手続きによるもののほか、売掛債権等の流動資産を担保とした融資、さらには廃業歴のある方の再チャレンジなど、さまざまな状況に対応可能な融資制度です。

## ■ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

### ○【事業活動枠】

事業活動に必要な資金（設備資金、運転資金）の調達を図る方

### ○【流動資産担保枠】

1年以上同一事業を営んでおり、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する方（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）

### ○【再チャレンジ枠】

廃業歴等がある方で、起業に再チャレンジする方  
（信用保証協会が求償権を有する場合には、求償権消滅保証に該当する場合に限る。）

## ■制度の特徴

- 「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

## ■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。  
（審査の結果、ご希望に添えない場合があります。）

※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

## ■融資条件等

条件 \ 枠	事業活動枠	流動資産担保枠	再チャレンジ枠
融資限度額	1億円	3千万円	1千万円
資金使途	運転資金、設備資金		
融資利率(注1)	金融機関所定利率－0.3%（上限2.0%）【変動利率】 ※「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。		
融資期間 (うち、据置期間)	運転10年以内（2年以内） 設備15年以内（3年以内）	1年間	運転5年以内 (1年以内) 設備10年以内 (2年以内)
融資形式	手形貸付、証書貸付	手形貸付	手形貸付、証書貸付
信用保証料(注2,3)	原則年0.45%～1.90%	年0.68%	原則年0.45% ～1.90%
保証人(注3)	原則として法人代表者以外の 連帯保証人は徴求しない	徴求しない	原則として法人代表者 以外の連帯保証人は 徴求しない
物的担保	必要に応じ徴求	流動資産を 譲渡担保	必要に応じ徴求
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会)		

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告（四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出）することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をよりの確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式（確認書）を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村経済産業担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村（令和6年4月1日現在：16市町村）  
青森市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、深浦町、大鰐町、板柳町、  
中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、南部町

(注3) 中小企業者である法人が、青森県信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものを選択する場合には、所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率となります。

## ■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会

電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県経済産業政策課中小企業金融グループ

電話 017-734-9368

○青森県ホームページ【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

# 伴走支援型借換資金のご案内

## ■伴走支援型借換資金とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者の資金繰り円滑化を図るため、国の伴走支援型特別保証制度を活用し、金融機関の継続的な支援を受けて経営の安定や生産性等の向上に取り組む県内中小企業者を支援する借換制度です。

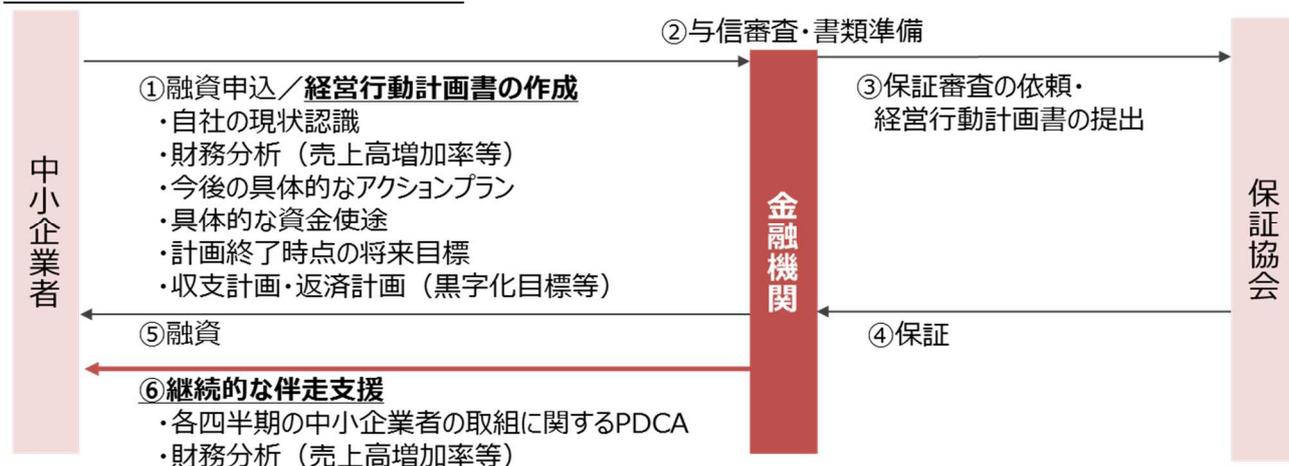
## ■ご利用いただける方

- 県内に事業所を有し、青森県信用保証協会の保証を受けている借入金残高がある中小企業者で、次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。
  - (1) セーフティネット保証4号の認定を受けている方
  - (2) セーフティネット保証5号の認定を受けている方
  - (3) ① 最近1カ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方
  - ② i 最近1カ月間の売上高総利益率が前年同月と比較して5%以上減少している方
  - ii 最近1カ月間の売上高総利益率が直近決算と比較して5%以上減少している方
  - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している方
  - iv 最近1カ月間の売上高営業利益率が前年同月と比較して5%以上減少している方
  - v 最近1カ月間の売上高営業利益率が直近決算と比較して5%以上減少している方
  - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している方

## ■制度の特徴

- 中小企業者は、金融機関の支援を受けつつ、経営行動に係る計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告していただきます。
- 金融機関は、中小企業者の経営行動計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、その実施状況等について、信用保証協会に対して年1回報告します。
- 融資利率及び保証料率が軽減されます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

## ■制度のしくみ



※融資条件等については、次ページをご覧ください→

## ■融資条件等

融資限度額 (注1)	1億円
資金使途	既往借入金(青森県信用保証協会の保証を受けている借入金に限る。)の返済資金。 但し、必要と認められる場合は、新規資金を上乗せすることができます。
融資利率	金融機関所定利率－1.3%(下限1.1%)
融資期間	10年以内(うち、据置期間5年以内)
融資形式・償還方法	証書貸付・割賦償還
信用保証料 (注2)	セーフティネット保証4号又は5号の場合 0.2% 一般枠(売上高・利益率減少)の場合 0.2%～1.15% ※信用保証料の一部を国が補助しており、上記は中小企業者が実質負担する信用保証料です。
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。 また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表の連帯保証を徴求しません。
物的担保	必要に応じて徴求
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会)

(注1)「伴走支援型特別保証制度」の残額を含みます。

(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村経済産業担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村(令和6年4月1日現在:12市町村)  
弘前市、八戸市、五所川原市、つがる市、深浦町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、三戸町、南部町

## ■融資の申込手続き

○以下の書面を添えて、取扱金融機関の窓口へお申込みください。

- 青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度申込書
- 経営行動計画書
- (セーフティネット保証4号又は5号の場合) 保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による市町村又は特別区長の認定書
- (一般枠の場合) 売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書  
又は売上高営業利益率減少要件確認書
- 経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合のみ)

○融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。

○ご希望の融資額は、各企業の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

## ■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話017-723-1354(保証業務課)

○青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話017-734-9368

○青森県ホームページ【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

## Ⅱ 補助金関係

### 1 青森県DX先行モデル創出支援事業費補助金

県内産業のDXを牽引する先行モデルを創出し、県内企業へのDXの波及効果を高めるため、県内の中小企業者が行う、デジタル技術の活用によりビジネスに変革を起こし、企業価値を高める新商品・新サービスなど新ビジネスの創出や、デジタルマーケティングなど新たな顧客の獲得に向けた取組に要する経費について補助します。

(1) 対象者

県内に本社及び本店を有する中小企業者

(2) 補助対象事業

中小企業者が、デジタル技術の活用により、新たなビジネスの創出や新規顧客の獲得等に向けて行う取組で、県内事業者のDXを牽引する先行モデルとなり得る事業(県内で実施する取組に限る。)

(3) 補助対象経費

システム構築、デジタル電子機器導入、デジタル広告及びリピーター獲得のためのデータ分析に係る経費

(4) 補助金額・補助件数

- ・補助対象経費の1/2に相当する額又は750万円のいずれか低い額以内の額
- ・2件程度(予算1,500万円以内の範囲)

【担当窓口】 県総合政策部 DX推進課 産業・しごとDXグループ  
TEL 017-734-9418  
E-mail : dxsuishin@pref.aomori.lg.jp

## 2 青森県U I Jターン就職促進交通費助成

県内企業の人財確保とU I Jターン就職の促進を図るため、県外在住者が県内企業の面接やインターンシップ等に参加した際の交通費や、同様に県内企業が県外在住者を受入れる際に負担した交通費等の一部を助成します。

あおもりU I Jターン交通費で検索してください。

- (1) 対象者 県外在住者
- (2) 対象経費 県外在住者が、以下のいずれかに該当する活動のために県外の住所地と県内の目的地的間を移動するのに要した交通費及び宿泊費
- ① 県内企業が県内で開催する就職に係る企業説明会に参加した場合
  - ② 県内企業が県内で実施する採用試験又は面接を受けた場合
  - ③ 県内で実施するインターンシップに参加した場合
- ※対象者1人につき年度内1回まで申請可能
- (3) 助成金の額 交通費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は17,000円、宿泊費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は5,000円のいずれか低い額以内の額とします。(なお、宿泊費については、青森県内に実家がない方のみ対象)
- 【担当窓口】 県こども家庭部 若者定着還流促進課 U I Jターン促進グループ  
TEL 017-734-9174 FAX 017-734-8117  
E-mail : wakamono@pref.aomori.lg.jp

### 3 移住支援金・地方就職学生支援金（あおもり移住支援事業）

県内企業の人財確保と本県への移住促進を図るため、東京23区から本県に移住した者に対して最大100万円の移住支援金を国、県、市町村が連携して支援します。

#### （1）対象者 以下の①から⑤のいずれかの要件を満たす者

①対象求人に就業した者	県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された者
②専門人材	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者
③テレワーカー	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う者
④関係人口に該当する者	青森県内の市町村や地域の人々と関わりを有する者のうち、市町村が本事業における関係人口と認める者
⑤起業した方	起業支援金の交付決定を受けた者

#### （2）その他の要件

以下の①から③の全ての要件を満たす者

- ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（直近の1年間は連続）東京23区に在住していた者又は東京23区へ通勤していた者
  - ②移住支援金申請時に転入後1年以内である者
  - ③申請後5年以上継続して青森県内に居住する意思のある者
- ※上記（1）の①及び②の者は、別途就業に関する要件があります。

#### （3）支援金額

- ・単身での移住の場合：60万円
- ・世帯での移住の場合：100万円

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

#### （4）支援金の申請・支給窓口

移住先の市町村

#### （5）その他

- ・移住して創業・起業した場合は、移住支援金最大100万円のほかに、起業支援金が最大200万円支給されます。起業支援金制度も併せてご確認ください。
- ・令和6年度から地方企業で実施される就職活動に参加するための交通費の支援を行います。
- ・詳細については、若者定着還流促進課ホームページをご確認ください。

【担当窓口】 県子ども家庭部 若者定着還流促進課 U・I・Jターン促進グループ

TEL 017-734-9174 FAX 017-734-8117

E-mail: wakamono@pref.aomori.lg.jp

県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」

<https://aomori-job.jp/>

#### 4 青森県中小企業若手人材確保・定着支援事業費補助金

県内中小企業者の若手人材確保や定着力の向上につながる企業独自の取組を支援します。

(1) 対象者 県内中小企業者等であって、県のおももり若者定着奨学金返還支援制度のサポート企業及びおももり県内就職促進パートナー企業に登録（申請）した者

(2) 補助対象期間 令和6年4月～令和7年3月末（予定）

(3) 対象経費 講師謝金、旅費、教材費、通信運搬費、委託料、使用料等

(4) 補助率 1/2

(5) 補助限度額 500,000円

(6) 補助対象事業

① 採用力向上に資する事業

※当該事業の実施により前年度採用実績を上回る採用を予定しているものであること。

- ・人材確保等のための組織体制の見直しやデジタル化の推進
- ・採用コンサルティングによる求人材のアップ 等

② 職場定着力向上に資する事業

- ・従業員のリスクリングによる人材育成の推進
- ・潜在的労働者受入のための職場環境改善等の取組 等

【担当窓口】 県こども家庭部 若者定着還流促進課 UIJターン促進グループ  
TEL 017-734-9174 FAX 017-734-8117  
おももり人材確保推進センター（アスパム7階）  
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076  
E-mail : wakamono@pref.aomori.lg.jp

## 5 プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金

プロフェッショナル人材(※1)の活用に係る経費の一部を補助します。

- (1) 対象事業 企業等の成長に必要な人材の活用に向けて、青森県プロフェッショナル人材戦略拠点(※2)に相談した後、取り繋ぎされた人材紹介事業者からプロフェッショナル人材の紹介を受ける。
- (2) 対象企業等 県内に事業所を有する民間企業(但し、資本金3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人)、企業組合、協業組合、事業協同組合、農事組合法人及び第三セクター
- (3) 対象経費 ①採用する場合(県外から県内への住民票の異動が伴うものに限る)  
人材紹介事業者に支払う紹介手数料  
②副業・兼業人材として活用する場合  
交通・宿泊費、※別途規定あり  
県内に移動して業務に従事する月に人材紹介事業者へ支払う紹介手数料(予定)
- (4) 補助対象期間 雇用又は業務委託開始日から令和7年2月28日までの最大6ヶ月
- (5) 補助率 2分の1以内(千円未満の端数切捨て)
- (6) 補助限度額 50万円

### ※1 プロフェッショナル人材

… 長年培ったキャリアを生かし、職場のリーダーとしてマネジメントするなど、経営者の右腕となる人材(管理職やリーダークラス)

### ※2 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点

… 関係機関と連携し、県内中小企業者等の人材ニーズを民間ビジネス人材事業者へ取り繋ぐことで、企業とプロフェッショナル人材のマッチングをサポートするため、県が設置する機関

(お問い合わせ先) 一般社団法人青森県工業会(業務委託先)  
TEL 017-735-6550 FAX 017-725-1243

【担当窓口】 県こども家庭部 若者定着還流促進課 U I Jターン促進グループ  
あおもり人財確保推進センター(アスパム7階)  
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076  
E-mail: wakamono@pref.aomori.lg.jp

## 6 医療・福祉職子育て世帯移住支援金

医療・福祉の資格を持つ養育者と子どもで構成される子育て世帯や医療・福祉の資格取得を目指す養育者と子どもで構成される子育て世帯に対して、移住支援金を県と市町村が連携して支給します。

所定の職業紹介機関の求人に応募することを要件としているので、新規採用を検討中の事業者の方々は、求人掲載をご確認ください。

### (1) 支援対象・主な要件

#### ①医療・福祉職の資格がある方

18歳未満のお子さんと共に青森県外から県内に移住し、県内の医療・福祉施設等で資格に基づく業務に就業した方。

#### ②医療・福祉職の資格がない方

18歳未満のお子さんと共に青森県外から県内に移住し、県内の医療・福祉施設等で就業するのに必要な資格取得を目的に県内の養成機関に就学した方。

### (2) 子育て世帯とは

18歳未満のお子さんと、お子さんを養育する方々からなる世帯

※転入前から同一世帯の場合で、かつ、転入前からお子さんを養育している場合が対象となります。

### (3) 医療・福祉職の例

- ・医師
- ・診療放射線技師
- ・歯科医師
- ・栄養士
- ・訪問介護員（介護福祉士実務者研修修了者）
- ・薬剤師
- ・臨床検査技師
- ・歯科衛生士
- ・保育士
- ・看護師等（保健師・助産師・看護師・准看護師）
- ・理学療法士
- ・歯科技工士
- ・社会福祉士
- ・作業療法士
- ・救急救命士
- ・介護福祉士
- ・言語聴覚士
- ・管理栄養士
- ・介護支援専門員
- など

### (4) 支援金額

- ・基本額 100万円
- ・子育て加算 最大100万円（子ども一人あたり）
- ・ひとり親世帯加算 100万円

### (5) 就業に関する要件

#### ①以下のいずれかの機関等で紹介されている求人に対しての応募により就業したこと。

- ・青森県公式就職情報「あおもりジョブ」
- ・青森県ナースセンター
- ・青森県福祉人材センター
- ・青森県保育士・保育所支援センター
- ・公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所
- ・青森県栄養士会
- ・県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所
- ・県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所
- ・ハローワーク など

#### ②申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている医療機関及び福祉施設等への就業でないこと。

#### ③週の所定労働時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該就業先に在職していること。

#### ④当該就業先に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

#### ⑤転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

### (6) 就学に関する要件

県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために県内の養成機関（通信制は除く。）に就学すること。

(7) 支援金の申請・支給窓口

移住先の市町村※

※市町村における対応状況や各種要件（申請期限や返還要件など）について、事前に移住先として検討している市町村へご相談ください。

また、詳細は、健康医療福祉政策課ホームページをご確認ください。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kkenkofu/aomori\\_iryohukusi\\_sienkin.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kkenkofu/aomori_iryohukusi_sienkin.html)

**【担当窓口】** 県健康医療福祉部 健康医療福祉政策課 企画政策グループ

TEL 017-734-9277 FAX 017-734-8085

E-mail : kkenkofu@pref.aomori.lg.jp

## 7 青森県産業立地促進費補助金

本県産業の振興と県民の雇用機会の拡大を図るため、誘致企業等が工場等の新設又は増設を行う場合に、建物等の取得に要する経費の一部を補助します。

### (1) 対象者

- ① 県の誘致企業
- ② 県内企業(金矢工業団地又は青森中核工業団地に土地を取得して新設する者に限る)
- ③ 上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業

### (2) 対象業種

- ① 新設又は増設  
製造業(成長ものづくり関連業種又は農林水産関連業種)、医療・健康福祉関連業種、農商工連携関連業種、物流関連業種  
※製造業、医療・健康福祉関連業種、農商工連携関連業種が、サプライチェーン再構築・分散やBCP対策のための拠点整備を行う場合は、特別枠の対象
- ② 新設のみ  
デジタルものづくり関連業種、コンタクトセンター関連業種、脱炭素関連業種

### (3) 対象経費

- ① 土地の取得経費(金矢工業団地に限る)
- ② 建物・機械設備の取得(新設の場合はリースを含む)経費

### (4) 補助要件、補助率及び補助限度額

- ① 新設(土地の取得又はリースが必要)
  - ア 設備投資額1億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の5%(上限3億円)
  - イ 設備投資額3億円以上、雇用増8人以上 補助対象経費の10%(上限3億円)  
【特別枠】
  - ウ 設備投資額1億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の15%(上限3億円)
  - エ 設備投資額3億円以上、雇用増8人以上 補助対象経費の20%(上限10億円)  
【物流枠】
  - オ 設備投資額1億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の5%(上限3億円)  
【デジタルものづくり関連業種・脱炭素関連業種の場合】
  - カ 設備投資額1億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の10%(上限3億円)
- ※上記は標準的な要件等です。投資場所、設備投資額、雇用人数等により、補助率及び補助限度額の特例があります。
- ② 増設(1企業1回限り)
  - ア 設備投資額2億円以上、雇用増3人以上 補助対象経費の5%(上限5千万円)
  - イ 設備投資額4億円以上、雇用増8人以上 補助対象経費の10%(上限1億円)  
【特別枠】
  - ウ 設備投資額1億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の15%(上限5千万円)  
【物流枠】
  - エ 設備投資額5千万円以上、雇用増3人以上、補助対象経費の15%(上限5千万円)

【担当窓口】 県経済産業部 企業立地・創出課 立地推進グループ  
TEL 017-734-9381 (誘致企業担当)  
県経済産業部 企業立地・創出課 立地環境整備グループ  
TEL 017-734-9380 (工業団地担当)  
E-mail: ritchi@pref.aomori.lg.jp

## 8 事業承継税制・金融支援の認定

- (1) 事業承継税制… 中小企業の事業承継を支援する「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、事業承継に伴う税負担の軽減や、事業承継資金等を確保するための金融支援に係る認定を行います。
- (2) 金融支援… 株式、事業用資産の取得など、経営の承継に伴い必要となる資金を調達する際に適用される、信用保険法の特例（信用保証枠の拡大）及び株式会社日本政策金融公庫の特例（低利融資）

【担当窓口】 県経済産業部 企業立地・創出課 創業・起業支援グループ  
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8109  
E-mail : ritchi@pref.aomori.lg.jp

## 9 起業支援金（あおもり移住支援事業）

県外から移住し、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的として新たに起業等をする方に対し、起業等に必要な経費の一部を補助します。

- (1) 対象者 以下の①から④の全ての要件を満たす者  
①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、青森県外に在住していたこと。  
②住民票を移す直前に、連続して1年以上、青森県外に在住していたこと。  
③起業支援事業の交付決定時において転入後1年以内であること。  
（詳細については、お問合せください。）  
④青森県内でデジタル技術を活用して地域課題の解決を目的として新たに起業する者又は Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野でデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業を行う者（以下「起業する者等」という。）
- (2) 対象事業 地域活性化関連・まちづくりの推進・過疎地域等活性化関連・買物弱者支援・地域交通支援・社会教育関連・子育て支援・環境関連・社会福祉関連分野等における、新たな創業又は Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継若しくは第二創業であり、「社会性」「事業性」「必要性」「デジタル技術の活用」を満たす事業
- (3) 対象経費 起業する者等が起業又は事業承継若しくは第二創業をするために要する経費（要件がありますので、お問合せください。）
- (4) 補助率等 1/2（上限200万円）
- (5) 採択見込 10件

【担当窓口】 県経済産業部 企業立地・創出課 創業・起業支援グループ  
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8109  
E-mail : ritchi@pref.aomori.lg.jp

## 10 あおもりスタートアップ支援補助金

本県の経済成長と社会課題解決の原動力を生み出すスタートアップの創出を支援するため、創業時や創業初期の事業拡大に要する経費の一部を補助します。

### (1) 補助対象者

青森県内で創業する者又は創業した者（～創業5年目）  
※社団・財団法人、NPO法人、農業生産組合等は対象外

### (2) 補助対象事業

社会課題解決と持続的な経済成長の両立を目指す革新的なビジネスモデルでの創業や、創業後の事業拡大を促進する取組で次のいずれかの場合に該当し、先進性などが認められる事業

- ①国、県、市町村等が実施、後援するピッチイベント等に参加し、表彰などの実績を有する場合
- ②県内大学等の研究成果を活用する場合
- ③県、市町村、県内支援機関等が実施する事業化支援を受けている場合

### (3) 補助率

2/3

### (4) 補助金上限額

創業 枠：300万円  
事業拡大 枠：500万円

### (5) 補助対象経費

直接人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費、光熱水費、通信運搬費、人材育成費 等

### (6) 募集期間

令和6年6月～（予定）

### (7) その他

詳細は決まり次第、県ホームページ等でお知らせします。また、内容が変更となる場合があります。

**【担当窓口】** 県経済産業部 企業立地・創出課 創業・起業支援グループ  
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8109  
E-mail : ritchi@pref.aomori.lg.jp

## 11 医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金

医療・介護現場の生産性向上に係る製品開発に向けた試作・研究開発や、公的保険外のビジネス創出に係る実証等を支援します。

- (1) 対象事業 次のいずれかの事業とします。(予定)
  - ①医療・介護関連製品の開発・改良
  - ②公的保険外サービスの創出に係る実証
- (2) 対象者 県内に事業所を有する事業者(詳細は調整中)
- (3) 対象経費 調整中
- (4) 補助率等 補助対象経費の2分の1相当額又は50万円以内のいずれか低い額以内の額(予定)

【担当窓口】 県経済産業部 産業イノベーション推進課 ライフビジネス振興グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 12 青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金

県内中小企業者等による輸出などの海外への事業進出を推進するため、県内中小企業者等が海外での販路開拓や販路拡大に取り組むために要する経費の一部を補助します。

- (1) 対象企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの。
- (2) 対象経費 ①海外見本市・商談会への出展に係る経費  
②外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成に係る経費  
③海外向け商品パッケージデザイン作成に係る経費  
④国際規格・基準及び海外知的財産権の申請に係る経費  
⑤海外向けインターネットショップ出店に係る経費  
⑥県産品輸出以外の海外ビジネス展開に係る経費
- (3) 助成率等 補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は500千円のいずれか低い額以内の額。なお、1社に対して1年度に補助できる金額の上限は500千円。
- (4) 募集時期 通年(ただし予算の範囲内)
- (5) その他 対象経費の補助には、これまでの補助金交付実績等の諸条件があります。

【担当窓口】 県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119  
E-mail : kensanhin@pref.aomori.lg.jp

## 13 八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金

八戸港への利用転換・利用促進を図るため、八戸港を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主企業を支援します。

(1) 対象企業 八戸港を利用してコンテナ貨物を輸出入する荷主企業

(2) 補助メニュー（予定）

①新規・シフト貨物補助

条 件：新規又はシフト貨物を有する荷主

補 助 額：20,000 円/TEU

※TEU…Twenty-foot-Equivalent Units。国際的に統一された海上コンテナの個数を表す単位（20 フィートで換算）

1 荷主あたり上限額：200 万円

②リーファーコンテナ補助（①に加算）

条 件：①の補助対象のうち、リーファーコンテナを利用していること

補 助 額：2,500 円/TEU

1 荷主あたり上限額：25 万円

③陸送費補助

条 件：昨年度比増加貨物で、納品先又は出荷元が八戸港コンテナターミナルから直線で30km 以上離れていること

対象経費：トラック、トレーラー等の輸送経費(荷役料、倉庫保管料を除く)

補 助 額：対象経費の3分の1。ただし上限額は30～100km 未満は10,000 円/TEU、100～200km 未満は20,000 円/TEU、200km 以上25,000 円/TEU)

1 荷主あたり上限額：180 万円

※上記以外に、八戸港国際物流拠点化推進協議会の補助メニューがあります。詳細は同協議会（事務局：八戸市商工課、TEL 0178-43-9244）へお問い合わせください。

(3) 募集時期 令和6年7月～11月（予定）

(4) その他 申込先は、八戸港国際物流拠点化推進協議会（TEL 0178-43-9244）となります。

【担当窓口】 県土整備部 港湾空港課 港湾振興グループ  
TEL 017-734-9675 FAX 017-734-8194  
E-mail : kowan@pref.aomori.lg.jp

## 14 新事業展開等促進補助事業

創業又は経営の革新を目的としたビジネスモデル構築に取り組む県内中小企業者等に対し、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓に係る経費の一部を補助します。

- (1) 対象事業 創業又は経営の革新を目的としたビジネスモデル構築のために必要なものであって、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓を行う事業
- (2) 対象者
- ・県内において創業する者又は県内に事業所を有し経営の革新を行おうとする中小企業者
  - ・中小企業者以外で、経営の革新を行おうとする県内のNPO法人、農事組合法人等
  - ・中小企業者等と農林漁業者の連携体
- (3) 対象経費 補助事業を実施するために必要な以下の経費
- ・原材料費、外注加工費、研究開発費、委託費
  - ・講師又は外部専門家に対する謝金・旅費
  - ・印刷製本費、通信運搬費、調査費等
- (4) 補助率等
- ・補助率 1/2以内  
(県重点推進枠、最低賃金枠2/3以内)
  - ・限度額 300万円、又は100万円
- (5) 募集時期 令和6年11月～(予定)
- (6) その他
- ・提出いただいた事業計画書に基づき、事前審査及びプレゼンテーション審査を実施し、採択する案件を決定します。

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 総合支援課  
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514  
E-mail : soudan@21aomori.or.jp

### Ⅲ 情報提供・相談・専門家派遣等

#### 1 デジタル化・DXに関する相談をしたいとき（DXに関する総合的支援体制）

DXに関する相談などにワンストップで対応する総合的支援体制の運営と、DXに関する普及啓発に取り組みます。

##### (1) 総合的支援体制の運営

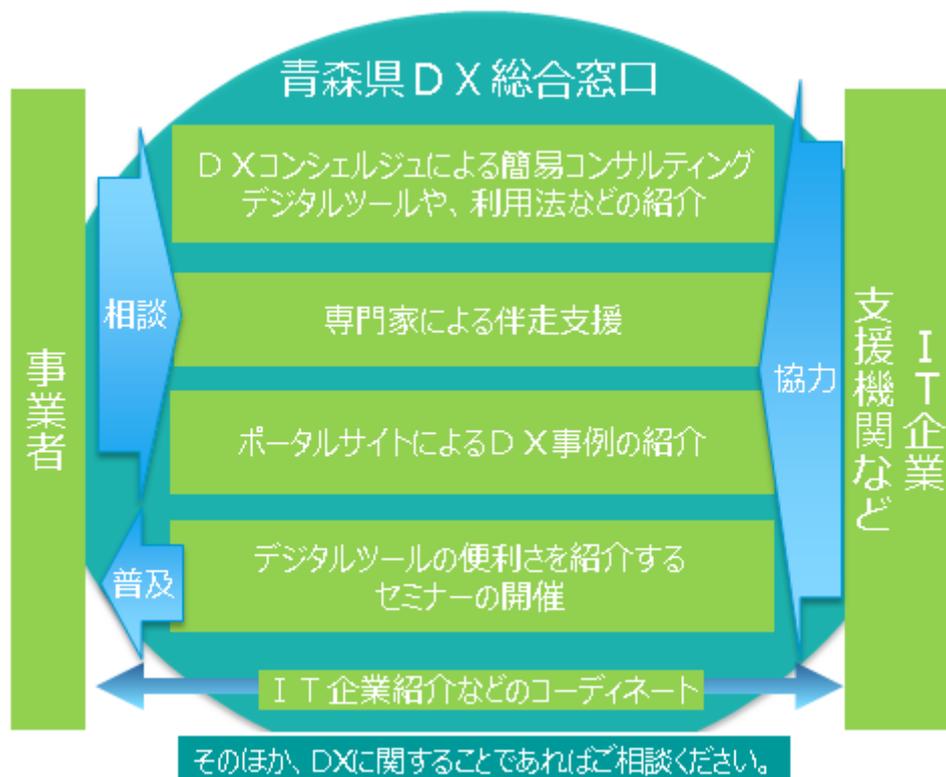
事業者からの相談受付や伴走支援、コンサルティングまでワンストップで対応する総合窓口を運営し、県内事業者の新ビジネス創出や生産性向上等に向けて支援するとともに、DXに関する普及啓発に取り組むことで、産業分野のDXを推進します。

##### ○青森県DX総合窓口

##### ・目的

県内事業者のデジタル技術を活用した新ビジネス創出や事業者の経営革新を支援し、本県産業のDXを推進することを目的として、県内事業者の皆様のDXに関する相談にワンストップで対応する「青森県DX総合窓口」を令和5年5月に開設しました。

この窓口を通じて、地域課題の解決と新商品・サービス開発、生産性の向上等につなげます。



さらに、中小企業者が、新たなビジネスの創出や新規顧客の獲得等に取り組む経費を支援します。

##### (2) DXに関する普及啓発・広報

県内事業者をはじめ、金融機関や商工団体などの支援機関を対象として、デジタル技術の活用方法や効果などを紹介するセミナーを開催するとともに、企業の経営者向けフォーラムの開催などを通じて、DXに関する普及啓発を図ります。

※フォーラム、セミナーの詳細については、「Ⅳ セミナー・研修・イベント関係」に記載の内容をご覧ください。

※また、セミナー開催の詳細については、青森県DX総合窓口ポータルサイトでもお知らせしています。

【担当窓口】 県総合政策部 DX推進課 産業・しごとDXグループ  
TEL 017-734-9418  
E-mail : dxsuishin@pref.aomori.lg.jp

## 2 人財確保に関する相談等をしたとき（あおもり人財確保推進センター）

「あおもり人財確保推進センター」では、「人財確保相談窓口」を設置し、企業が抱える人財確保に関する課題にワンストップで対応しています。

### 《あおもり人財確保推進センター》

所在地 青森県観光物産館アスパム7階（青森市安方一丁目1番40号）

受付時間 平日8：30～17：15（土日祝日、年末年始、アスパム休館日は休業）

### ○支援内容

#### ①人財確保相談窓口

採用方法や企業の情報発信手法をはじめ、就労条件や雇用環境の改善、定着など、人財の確保について様々な観点から総合的にサポートします。

#### ②専門家派遣

採用など人財確保に関する課題を抱える県内事業者に対し、課題解決に向けた専門家を派遣し、人財の確保を支援します。

#### ア 対象事業者

県内に本社・事業所があり、採用を予定している事業者

#### イ 費用及び派遣回数等

無料、原則2回 ※令和2年度から通算し2回まで申請可

#### ウ 利用方法

「あおもり人財確保推進センター」にご相談の上、人財確保等に関する課題等を整理してお申し込みください。

**【担当窓口】** 県こども家庭部 若者定着還流促進課 県内定着促進グループ  
あおもり人財確保推進センター（アスパム7階）  
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076  
E-mail : wakamono@pref.aomori.lg.jp

### 3 省エネ対策によるコスト削減をしたいとき

中小企業者等を対象に、省エネ情報の提供から国等の補助金活用による省エネ設備導入までを一貫してサポートします。

- (1) 支援内容
- ①省エネ・補助金等情報提供  
具体的な省エネ対策とコストメリット、各種支援制度を活用した設備導入手法等の省エネ情報等を提供します。
  - ②伴走型サポート事業  
専門家派遣による省エネ診断を実施し、具体的な省エネ対策を提案します。  
省エネ対策提案後は、継続的な省エネ活動に向けてサポートします。
  - ③省エネ設備導入サポート事業  
省エネ設備の導入を促進するため、相談窓口により国の省エネ補助金等支援制度の活用をサポートします。
- (2) 対象者 県内中小企業者等
- (3) 派遣する専門家 エネルギー管理士等の省エネルギー専門家
- (4) 経費負担 事業規模によって異なるため、詳しくはお問い合わせください。
- (5) 募集時期 令和6年6月～（予定）

【担当窓口】 県環境エネルギー部 環境政策課 地球温暖化対策グループ  
TEL 017-734-9243 FAX 017-734-8065  
E-mail : kankyo@pref.aomori.lg.jp

### 4 地域資源を活用したビジネスに関する専門的な助言を受けたいとき

県内の事業者等による新商品開発や販路開拓等の地域資源を活用したビジネスにおける取組について、必要となる専門的な知見を有する専門家を派遣します。

- (1) 対象者 県内の地域資源活用に取り組む事業者
- (2) 派遣回数 1事業者あたり原則3回まで
- (3) 派遣専門家 応募者の希望等を勘案し、必要な専門家を選定します。
- (4) 費用 原則無料

【担当窓口】 県経済産業部 地域企業支援課 マーケティング支援グループ  
TEL 017-734-9375（直通） FAX 017-734-8107  
E-mail : kigyoshien@pref.aomori.lg.jp

## 5 新商品の開発などの経営革新に取り組みたいとき（中小企業経営革新支援事業）

青森県では、「中小企業等経営強化法」に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業者が行う経営革新を支援することにより、中小企業者の創意ある向上発展に資することを目的として「中小企業経営革新支援事業」を実施しています。

(1) 法律の適用 「中小企業等経営強化法」の適用を受けるのは、以下の中小企業者又は組合等です。

○製造業等	従業員 500 人以下
○卸売業	従業員 400 人以下
○サービス業	従業員 300 人以下
○小売業	従業員 300 人以下

事業協同組合、協業組合、企業組合等の組合及び組合連合会も対象になります。

(2) 支援の受け方

手続きに従い、「経営革新計画」を作成し、青森県知事の承認を得る必要があります。計画期間又は事業期間3年から5年間（研究開発期間を含む場合は最大8年間）

### ①経営革新計画の内容

承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、概ね以下の5種類に分類されます。

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

### ②経営革新計画の経営目標について

経営革新計画として承認されるためには、下記のア、イの基準のいずれにも適合することが必要です。

#### ア 付加価値額の向上

付加価値額又は1人当たりの付加価値額のいずれかについて、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・3年間の計画の場合 9%以上
- ・4年間の計画の場合 12%以上
- ・5年間の計画の場合 15%以上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

一人当たりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

#### イ 給与支給総額の向上

給与支給総額について、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・3年間の計画の場合 4.5%以上
- ・4年間の計画の場合 6.0%以上
- ・5年間の計画の場合 7.5%以上

給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当

各種手当には、残業手当、休日手当、家族（扶養）手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含みません。

### (3) 支援策の概要

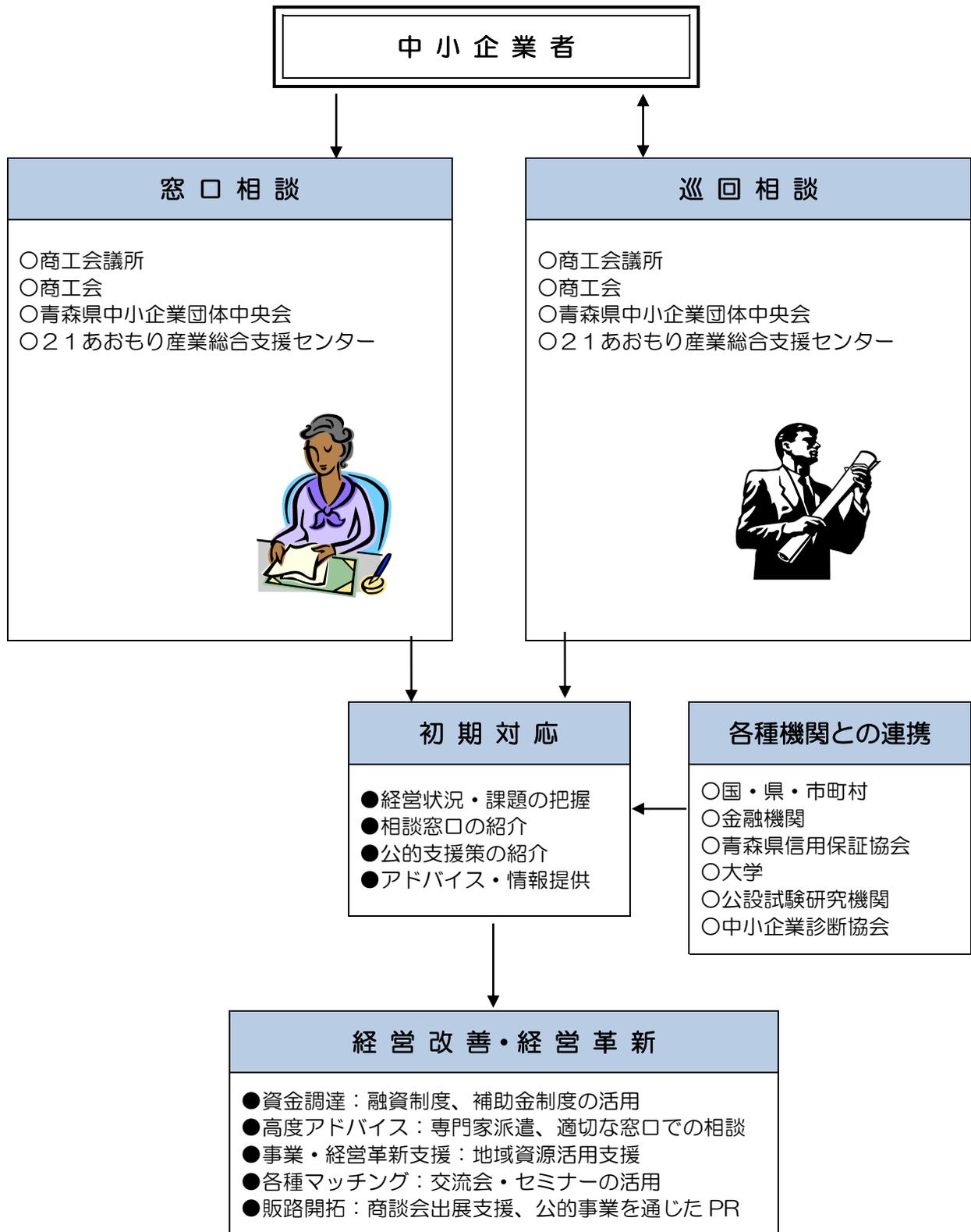
申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置が利用できます。

- ①政府系金融機関による低利融資制度
- ②「選ばれる青森」への挑戦資金（県の制度融資）
- ③中小企業信用保険法の特例（信用保証の特例措置）
- ④中小企業投資育成株式会社法からの投資
- ⑤高度化融資制度
- ⑥起業支援ファンドからの投資
- ⑦販路開拓コーディネート事業
- ⑧日本政策金融公庫法の特例（スタンドバイクレジット）（※海外展開による経営革新の場合のみ）
- ⑨日本貿易保険による支援措置（※海外展開による経営革新の場合のみ）

なお、支援措置については、承認をうけた後それぞれの支援機関等の審査が必要となります。

**【担当窓口】** 県経済産業部 地域企業支援課 経営力向上グループ  
TEL 017-734-9134 FAX 017-734-8107  
E-mail : kigyoshien@pref.aomori.lg.jp

◎ 中小企業者の経営相談フロー



## 6 創業・起業支援に関する相談等をしたとき（創業支援拠点）

### （1）創業支援拠点

創業・起業を希望される方等に対して、創業支援に関する情報提供や専門家（インキュベーション・マネジャー等）による創業相談等を行います。

#### ◎AOMORI STARTUP CENTER

所在地：青森市新町1-2-18 青森商工会議所会館1階  
【問い合わせ先】AOMORI STARTUP CENTER TEL 017-763-0037

#### ◎ひろさきビジネス支援センター

所在地：弘前市土手町31 土手町コミュニティパーク内コミュニケーションプラザ棟2階  
【問い合わせ先】ひろさきビジネス支援センター TEL 0172-32-0770

#### ◎はちのへ創業・事業承継サポートセンター 8サポ

所在地：八戸市堀端町2-3 八戸商工会館1階  
【問い合わせ先】はちのへ創業・事業承継サポートセンター 8サポ  
TEL 0178-51-9593

#### ◎黒石市創業相談ルーム

所在地：黒石市大字市ノ町5-2 黒石市産業会館2階  
【問い合わせ先】黒石市商工課 TEL 0172-52-2111（内線641）  
（公財）21あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

#### ◎ごしょがわら圏域創業相談ルーム

所在地：五所川原市字一ツ谷503-5 五所川原市民学習情報センター2階  
【問い合わせ先】五所川原市商工観光課 TEL 0173-35-2111（内線2572）  
（公財）21あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

#### ◎十和田市創業相談ルーム

所在地：十和田市稲生町16-1 十和田市地域交流センター「とわふる」  
【問い合わせ先】十和田市商工観光課 TEL 0176-51-6773  
（公財）21あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

#### ◎三沢市創業相談ルーム

所在地：三沢市幸町2-1-1 三沢市商工会館3階  
【問い合わせ先】三沢市産業観光課 TEL 0176-53-5111（内線553）  
（公財）21あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

#### ◎むつ市創業相談ルーム

所在地：むつ市田名部町10-1 むつ来さまい館2階  
【問い合わせ先】むつ市産業雇用政策課 TEL 0175-22-1111（内線2651）  
（公財）21あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

### （2）「UIJターン創業に係る相談会」

県外から本県にUIJターンして創業・起業を目指す方に対し、創業・起業支援の専門家（インキュベーション・マネジャー）が相談対応します。

【担当窓口】 県経済産業部 企業立地・創出課 創業・起業支援グループ  
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8109  
E-mail : ritchi@pref.aomori.lg.jp

## 7 イノベーションに関する相談をしたいとき

県内企業等による新しい製品・技術・ノウハウを研究・開発し収益化をめざす活動に関する悩みごとについて、県内の商工団体・大学・産業支援機関・金融機関など産学官金で組織する「イノベーション・ネットワークあおもり」が解決に向けた支援を行います。

- (1) 対象者 イノベーションに取り組んでいる県内企業等
- (2) 相談内容 技術課題解決、競争的資金の活用、販路開拓・知名度向上など新事業等創出に関する相談全般に対応
- (3) 費用 無料

**【担当窓口】** イノベーション・ネットワークあおもり  
(事務局：県経済産業部 産業イノベーション推進課 技術振興グループ)  
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 8 医療・介護関連製品の開発に関する専門的な助言を受けたいとき

医療・介護製品の開発・改良の支援を行う、専門家（医療・介護製品開発支援コーディネーター）を設置します。

- (1) 対象者 県内に事業所を有する事業者（詳細は調整中）
- (2) 相談内容 医療・介護製品の開発・改良に係る技術的な支援等
- (3) 相談方法 応募者の希望等を勘案し、コーディネーターを派遣
- (4) 費用 無料

**【担当窓口】** 県経済産業部 産業イノベーション推進課 ライフビジネス振興グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 9 知的財産に関する相談等をしたとき（青森県知的財産支援センター）

青森県知的財産支援センターでは「知財総合支援窓口」を開設しており、県内中小企業者等が経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題について、支援機関との連携によりワンストップで解決支援を行います。

### 《青森県知的財産支援センター》

所在地 青森県庁北棟1階  
開設時間 平日 8:30～17:15

#### ①知的財産全般の助言指導（無料）

センター内に、知的財産に関する専門的知見等を有する窓口支援担当者等が常駐し、知的財産に関する制度の説明、知的財産の保護や活用支援、特許等情報の検索支援、パテントマップ作成支援、オンライン出願に係るアドバイス等のほか、知財経営の導入や大手企業等が保有する開放特許等の導入など、幅広く支援を行います。

#### ②知財専門家（弁理士、弁護士等）による無料相談会の定期開催

専門性の高い相談内容に対しては、知財専門家と窓口支援担当者等が連携しながら課題解決に向けた助言指導を行います。

【申込先】要予約（一社）青森県発明協会（TEL 017-762-7351 FAX 017-762-7352）

#### 【無料相談会実施場所】

青森県知的財産支援センター（県庁北棟1階）、弘前商工会議所会館、八戸商工会議所、五所川原商工会議所、十和田商工会議所、むつ商工会議所

#### 【開催日程】

（一社）青森県発明協会ホームページ（<https://www.aomori-ipc.jp/>）又は I N P I T（工業所有権情報・研修館）青森県知財総合支援窓口のホームページ（<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/aomori/>）を確認してください。

【担当窓口】 県経済産業部 産業イノベーション推進課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）  
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 10 海外ビジネス展開に関する相談等をしたとき

県内企業等が、海外ビジネス展開に取り組むに当たって直面する様々な問題について、アドバイスや情報提供等を行っています。

- (1) 支援メニュー 海外ビジネス展開に係る専門的アドバイス、海外企業とのビジネスマッチング支援、海外の最新ビジネス情報提供、各種補助金の紹介、他機関支援策の紹介等
- (2) 対象者 海外ビジネス展開に取り組む県内企業、個人事業者等
- (3) 支援方法 県が電話や面談等によりサポートするほか、JETRO青森貿易情報センターをはじめとした他の海外ビジネス支援機関・団体等から円滑に支援が受けられるよう仲介を行います。
- (4) 経費負担 原則無料

【担当窓口】 県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119  
E-mail : kensanhin@pref.aomori.lg.jp

## 11 台湾市場で県産農林水産品の販路開拓に取り組みたいとき

台湾市場の更なる販路開拓に向け、台湾企業とのマッチング機会の創出により、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。

- (1) 台湾輸出コーディネーターの設置  
台湾向けの輸出拡大に向けた県内中小企業者の取組を支援するため、専門家による相談・アドバイス、コーディネート機能を構築し、台湾企業等との商談やバイヤー招請など取引機会を設けることにより、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。
- (2) 国際食品見本市への出展  
台湾最大級の食品見本市フード台北に青森県ブースを出展し、プロモーション活動を通じて県産農林水産品の認知度向上を図るとともに、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。
- (3) 台湾経済団体と連携した商談会  
台湾経済団体と連携し、現地商談会を開催するほか、台湾経済団体が主催する展示商談会に出展することで、商談機会を創出し、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。

【担当窓口】 県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119  
E-mail : kensanhin@pref.aomori.lg.jp

## 12 香港市場で県産農林水産品の販路開拓に取り組みたいとき

香港市場の更なる販路開拓に向け、香港貿易発展局との連携を図りながら、日本産食品を取り扱うECサイトを活用したテストマーケティング、香港企業とのマッチング等により、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。

### (1) 香港貿易発展局と連携したプロモーション

MOU 締結先である香港貿易発展局が主催する香港の展示会・見本市等に青森県ブースを出展し、プロモーション活動を通じて県産農林水産品の認知度向上を図るとともに、現地消費者ニーズを把握することにより、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。

### (2) ECサイトを活用したデジタルマーケティング

香港の消費者向けに日本産食品を販売するECサイトを活用し、年代別等のセグメントに応じた現地消費者ニーズ、県産農林水産品の市場可能性や販路開拓のポイント等を調査し、マーケット状況を把握しながら、香港市場の更なる販路開拓を推進します。

### (3) 香港輸出コーディネーターの設置

香港向けの輸出拡大に向けた県内中小企業者の取組を支援するため、専門家による相談・アドバイス、コーディネート機能を構築し、香港企業等との商談やバイヤー招請など取引機会を設けることにより、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。

**【担当窓口】** 県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119  
E-mail : kensanhin@pref.aomori.lg.jp

### 13 県産農林水産品で新たな商品づくりに取り組みたいとき

#### (農商工連携食産業づくり相談窓口)

食産業の充実強化を図るため、「農商工連携食産業づくり相談窓口」を設置しています。

「食」産業データベースを活用したマッチング相談や各種支援制度の紹介など、食産業に関する相談に対応しています。

#### (1) 相談窓口

機関名	住 所	電 話	FAX
食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ	青森市長島1丁目1-1	017-734-9456	017-734-8086
東青地域県民局 地域農林水産部 (農業普及振興室)	青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル6F	017-734-9961	017-734-8305
中南地域県民局 地域農林水産部 (農業普及振興室)	弘前市大字蔵主町4	0172-33-2902	0172-34-4390
三八地域県民局 地域農林水産部 (農業普及振興室)	八戸市大字尻内町 字鴨田7	0178-23-3794	0178-27-3323
西北地域県民局 地域農林水産部 (農業普及振興室)	五所川原市字栄町10	0173-35-5719	0173-33-1345
上北地域県民局 地域農林水産部 (農業普及振興室)	十和田市西十二番町 20-12	0176-23-4281	0176-25-7242
下北地域県民局 地域農林水産部 (農業普及振興室)	むつ市中央1丁目1-8	0175-22-2685	0175-22-3212

【担当窓口】 県農林水産部 食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ  
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8086  
E-mail : shokusangyo@pref.aomori.lg.jp

### 14 建設業で経営改善や新分野進出に取り組みたいとき

建設企業に特化した相談窓口を設置し、建設業の経営改善や新分野進出に係る情報提供、各種相談等に常設相談窓口の県職員その他、(公財)21あおもり産業総合支援センターをはじめとする関係機関や(株)建設経営サービスの専門家が対応し、建設業に関する個別の相談についてアドバイスを行っています。

(1) 対象者 青森県内の建設企業

(2) 相談対象 建設業に関する相談全般に対応

(3) 費用 無料

【担当窓口】 県県土整備部 監理課 建設業振興グループ  
TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178  
E-mail : kensetsugyo@pref.aomori.lg.jp

## 15 建設業への就職について相談したいとき

建設業への就職を促進するため、建設業に特化した就職相談窓口を建設業団体に開設し、就職相談対応や支援制度の紹介等を行います。

### (1) 窓口の種類

- ・総合建設業 就職相談窓口
- ・専門工事業 就職相談窓口

### (2) 対象者

県内建設業への就職に関心のある方

### (3) 費用

無料

### (4) その他

詳細は決定後に下記ホームページでお知らせします。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kanri/index.html> (監理課ホームページ)

**【担当窓口】** 県土整備部 監理課 建設業振興グループ  
TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178  
E-mail : kensetsugyo@pref.aomori.lg.jp

## 16 経営課題の解決に向けたさまざまな相談をしたいとき（青森県よろず支援拠点）

中小企業者・小規模事業者支援に優れた能力・知識・経験等を有するチーフコーディネーター、コーディネーターを配置し、地域の支援機関と連携しながら、中小企業者・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応します。

(1) 対象者 中小企業者・小規模事業者及びNPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業者・小規模事業者に類する者

(2) 支援内容 起業から安定までの各段階のニーズに応じて、ご対応いたします。

①経営相談に対する「総合的・先進的なアドバイス」

②事業者の課題に応じた適切な「チーム編成を通じた支援」

③案件に応じた「的確な支援機関、研究機関等の紹介」

※令和5年7月から、「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押ししてします。

(3) 相談方法 次の窓口や相談会を実施していますので、どうぞ、お気軽にご相談ください。

①相談窓口

・21あおもり産業総合支援センター内

日時：平日の8:30～17:15（土日、祝日、年末年始は休業となります）

場所：21あおもり産業総合支援センター（青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階）

・八戸サテライト ※予約制

・弘前サテライト ※予約制

9:00～17:00の時間帯でサテライトを開催し、相談対応をしています。

②よろず出張相談会 ※予約制

県内数箇所です 10:00～16:00の時間帯で相談会を開催しています。

日程など詳しくはホームページをご覧ください。

(<https://www.21aomori.or.jp/yorozu/schedule>)

【担当窓口】 青森県よろず支援拠点 事務局（公益財団法人21あおもり産業総合支援センター内）  
TEL 017-721-3787 FAX 017-721-2514  
E-mail : aomori\_yorozu2606@21aomori.or.jp

## 17 首都圏等での新たな販路開拓のための相談をしたいとき

県内企業が首都圏等での新たな販路を開拓するため、販路アドバイザーが企業訪問し、販路に関する経営課題の解決に向けた相談に応じ、助言などを行います。

○対象者 県内中小企業者等

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 取引推進課  
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514  
E-mail : torihiki@21aomori.or.jp

## 18 食品加工に関する商品開発などの相談をしたいとき（FB（フードビジネス）相談会）

青森県産業技術センターとの共催により、県内6地域（7か所）において食品加工を行う製造業者向けの商品開発に係るアドバイスや支援制度の情報提供を行います。

- (1) 対象者 県内で食品加工を行う製造業者等
- (2) 相談料 無料（要予約）
- (3) 開催日 センターHP 等でご確認ください。
- (4) 開催場所  
青森地区：21 あおもり産業総合支援センター（青森県共同ビル7階）  
弘前地区：青森県産業技術センター 弘前工業研究所  
八戸地区①：青森県産業技術センター 食品総合研究所  
八戸地区②：八戸インテリジェントプラザ  
五所川原地区：五所川原市民学習情報センター  
十和田地区：青森県産業技術センター 農産物加工研究所  
むつ市：青森県産業技術センター 下北ブランド研究所  
※開催日・開催場所は変更になる場合がありますので担当窓口までお問合せください。

**【担当窓口】** 公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター 総合支援課  
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514  
E-mail : soudan@21aomori.or.jp

## 19 経営・技術・情報化等に関する専門的な助言を受けたいとき

- (1) 対象事業 中小企業者等が抱える経営・技術・情報化等に関する様々な問題解決に適した中小企業診断士、税理士等の専門家を派遣し、診断・助言を行います。
- (2) 対象者 創業、経営革新等に取り組む中小企業者等  
※専門家に係る経費（謝金、旅費）の1/3の自己負担が必要です。（経費の2/3はセンターが負担します。）  
※派遣回数は原則5回程度となります。

**【担当窓口】** 公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター 総合支援課  
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514  
E-mail : soudan@21aomori.or.jp

## 20 下請取引に関する斡旋を受けたり、相談等をしたとき

下請取引の円滑化を図るため、主に次の支援を行っています。

### (1) 下請取引の斡旋

登録企業の受注ニーズや発注ニーズを募り、条件に合致する取引案件や企業情報等を提供します。

### (2) 下請取引に関する紛争等の相談等（下請かけこみ寺）

取引上の悩み相談に相談員や弁護士が対応します。

**【担当窓口】** 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 取引推進課  
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514  
E-mail : torihiki@21aomori.or.jp

## 21 事業承継に関する相談をしたとき

「親族や従業員に引き継ぎたい」「後継者がいない」「どんな準備や対策が必要なのか知りたい」といった中小企業者等に対して、無料・秘密厳守で事業承継に関する情報提供や支援機関・専門家と連携した支援を行います。

**【担当窓口】** 青森県事業承継・引継ぎ支援センター（（公財）21あおもり産業総合支援センター内）  
TEL 017-723-1040 FAX 017-735-5777  
E-mail : hikitsugi@21aomori.or.jp

## 22 収益力の改善や事業再生のための財務や事業の見直しについて相談したいとき

(中小企業活性化協議会)

事業の継続に不安を抱えている県内の中小事業者の支援を行っています。

**青森県中小企業活性化協議会**は、公正中立な公的機関であり、厳しい経済情勢の中で、経営環境が悪化しつつある**青森県内の中小事業者の再生への取り組みを強化するため、中小事業者の再生施策を総合的に活用しながら、きめ細かく支援**することを目的としています。

- (1) 対象者
- ①事業は円滑に行われているが借入金負担等で、全体の資金収支が厳しくなっている方
  - ②事業存続の見通しはあるものの、事業見直しや複数の金融機関との調整が必要な方
  - ③金融機関から事業再生計画を策定するよう求められている方
  - ④過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念がある方
- (2) 支援内容
- ①経営診断及び適切な中小企業支援機関との連携
  - ②再生計画の策定支援、金融機関等の調整及び合意形成を図るための支援、収益力改善支援（ガバナンス体制整備支援含む）、再チャレンジ支援
  - ③経営改善計画策定支援や早期経営計画策定支援に対する助言
- (3) ご相談にあたって
- ①ご相談にあたっては事前にご連絡ください。
  - ②ご相談に来られた企業名や内容については秘密を厳守いたします。
  - ③窓口相談は無料です。ただし、専門家（弁護士・公認会計士・税理士・診断士等）による詳細な調査が必要となった場合は、費用を企業に負担していただくことがあります。

また、**青森県中小企業活性化協議会**では、中小企業等経営強化法第26条第1項の規定による経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）に対し、**経営改善計画及び早期経営改善計画策定支援に係る中小企業者・小規模事業者が負担する費用の一部について、認定支援機関へ費用支払いを行う業務**を行っています。なお、民間金融機関による早期経営改善計画策定支援事業を時限的に実施しています。

- (1) 対象者
- ①経営改善計画策定支援
- 【通常枠】
- 借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業者・小規模事業者
- 【GL 枠】
- 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン〈第三部〉の中小企業の事業再生等のための私的整理手続」（以下「ガイドライン」という。）に基づき計画策定を行う中小企業者・小規模事業者
- ②早期経営改善計画策定支援
- 資金繰り管理や採算管理など基本的な内容の経営改善の取組を必要とする者であって、認定経営革新等支援機関たる専門家の支援を受けることにより、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランなどの経営改善計画を早期に策定し、金融機関（メイン行又は準メイン行）へ提出するとともに伴走支援を受けながら改善実行することで、今後の自己の経営について見直す意思を有する者

## (2) 支払いの対象となる費用

### ①経営改善計画策定支援

#### 【通常枠】

認定経営革新等支援機関による計画策定支援、伴走支援及び金融機関交渉（会社と経営者の資産の区分など経営者保証の解除に向けて取り組む場合であって、金融機関との交渉に弁護士等（認定経営革新等支援機関に限る。）を活用する場合に限る。）に係る費用

○上限：上記費用の3分の2

（但し、計画策定に係る費用の総額200万円を上限とし、伴走支援に係る費用の総額100万円を上限とする。金融機関交渉に係る費用の総額10万円を上限とし加算できる。）

#### 【GL枠】

ガイドラインに基づき、認定経営革新等支援機関が経営・財務及び事業の状況に関する調査分析（以下「デューデリジェンス」という。）を実施するにあたり必要な費用、計画策定支援及び伴走支援に係る費用

○上限：上記費用の3分の2

（但し、デューデリジェンス費用等の総額300万円を上限、計画策定支援に係る費用の総額300万円及び伴走支援に係る費用の総額100万円を上限とする。）

※【通常枠】【GL枠】ともに利用申請時に提出するデューデリジェンス、計画策定支援、伴走支援及び金融機関交渉等に係る費用支払はそれぞれの費用総額（予定）を上限とし、費用総額（予定）を超えた費用については、費用支払の対象とはしない。

### ②早期経営改善計画策定支援

認定経営革新等支援機関による計画策定支援、伴走支援（決算期）、伴走支援（期中）及び金融機関交渉（会社と経営者の資産の区分など経営者保証の解除に向けて取り組む場合であって、金融機関との交渉に弁護士等（認定経営革新等支援機関に限る。）を活用する場合に限る。）に係る費用

○上限：上記費用の3分の2

（但し、総額25万円を上限とし、計画策定支援に係る費用と伴走支援（決算期）に係る費用の比率は原則3：1とする。なお、伴走支援（決算期）に係る費用は上限5万円、伴走支援（期中）に係る費用の上限額は5万円とする。金融機関交渉に係る費用は総額10万円を上限として加算できる。なお、民間金融機関への支払いは総額15万円を上限とする。）

※利用申請時に提出する計画策定支援、伴走支援（決算期）、伴走支援（期中）及び金融機関交渉に係る費用支払はそれぞれの費用総額（予定）を上限とし、費用総額（予定）を超えた費用については、費用支払の対象とはしない。

【担当窓口】 青森県中小企業活性化協議会（（公財）21あおもり産業総合支援センター内）

TEL 017-723-1021 FAX 017-773-5236

※経営改善計画策定支援及び早期経営改善計画策定支援に関することは、

TEL 017-723-1024 FAX 017-773-5236

## Ⅳ セミナー・研修・イベント関係

### 1 デジタルトランスフォーメーション推進事業（総合的支援体制）

#### (1) 青森県DX推進フォーラム2024

デジタル技術の活用による生産性の向上や新事業展開等の支援を通じた産業DXの推進等を目的に開催予定です。

#### (2) きっかけづくりセミナー

デジタル化に向けた様々なデジタルツールの紹介と活用方法について計8回セミナーを開催します。

※実施内容については現在調整中のため、県のホームページ、青森県DX総合窓口ポータルサイトでお知らせします。

**【担当窓口】** 県総合政策部 DX推進課 産業・しごとDXグループ  
TEL 017-734-9418  
E-mail : dxsuishin@pref.aomori.lg.jp

## 2 デジタルトランスフォーメーション推進事業（人財育成・確保）

県内産業のデジタル化を図るため、デジタル人財の育成及び確保に取り組みます。

### （1）デジタル人財の育成

#### ①ビジネスデータ活用実践ワークショップ

経営層向けの研修として、自社のデータを活用し、優先的に取り組む課題を発見・解決するスキルを学ぶ実践的なワークショップを開催します。

※実施内容については現在調整中のため、県のホームページ、青森県DX総合窓口ポータルサイトでお知らせします。

#### ②デジタル技術体験研修

一般社員向けの研修として、県内企業が抱える課題を、デジタル技術で解決できる人財を育成するため、社内におけるシステム構築に必要な技術を学ぶ研修を開催します。

※実施内容については現在調整中のため、県のホームページ、青森県DX総合窓口ポータルサイトでお知らせします。

#### ③セキュリティ対策セミナー

セキュリティ担当者向けの研修として、デジタル技術を安全に活用できる人財を育成するため、セキュリティ対策についてのセミナーを開催します。

### （2）デジタル人財の確保

#### ①大学・専門学校等業界研究会

県内の大学や専門学校の学生等を対象として、デジタル人財の採用を予定する県内企業による業界研究会を開催します。

#### ②首都圏デジタル人財との交流

人財の還流及び県内IT事業者との協業を促進するため、首都圏デジタル人財と県内IT事業者との交流会を東京（2回）及び県内（4回）で開催します。

※実施内容については現在調整中のため、県のホームページ、青森県DX総合窓口ポータルサイトでお知らせします。

**【担当窓口】** 県総合政策部 DX推進課 産業・しごとDXグループ  
TEL 017-734-9418  
E-mail : dxsuishin@pref.aomori.lg.jp

### 3 働く女性のキャリア継続推進事業

若者の県内定着と女性のキャリア継続を図るため、若年女性の県内就職を促進するとともに、就職後も子育てと仕事を両立できる職場づくりの推進に両面から取り組みます。

#### (1) 若年女性の県内定着促進

様々な業種の県内企業で活躍している多様な経験を持つ女性を企業の推薦により「あおもり女子就活・定着サポーター」として選定し、女子学生等に対する講話や意見交換を行うとともに、女性が活躍している企業の見学会等を実施します。

#### (2) 県内企業の意識変革の促進

県内企業の管理職や人事担当者を対象に、子育てと仕事を両立できる職場づくりをしている県内外の事例等を紹介するセミナーを開催します。

**【担当窓口】** 県こども家庭部 若者定着還流促進課 県内定着促進グループ  
TEL 017-734-9398  
県こども家庭部 若者定着還流促進課 労働政策グループ  
TEL 017-734-9396 FAX 017-734-8117  
E-mail : wakamono@pref.aomori.lg.jp

### 4 あおもり地域交流・県内定着促進事業

若者の県内定着を促進するため、産学官で構成する協議会を設立し、学生が地域企業と交流する機会を提供するほか、次代を担う高校生などを対象に地域産業に対する理解を深めるPRイベント等を実施します。

#### (1) 学生の県内定着に向けた取組

産学官による協議会を設立し、学生をはじめとする若者の郷土愛を育むとともに、学生と地域企業が相互に交流する機会を創出します。

#### (2) 高校生の県内定着促進に向けた取組

工業高校以外の高校を対象として、学校のニーズに基づいて、県内企業が自社の魅力を直接生徒にPRするイベント又は若手社員との座談会を開催するほか、工業高校を対象として、ものづくり企業によるPRイベント等を開催します。

#### (3) 将来の県内定着促進に向けた取組

小学生向けに県内企業の見学会を実施するほか、県内事業所において小学生の職業体験イベント「ジョブキッズあおもり」を開催します。

**【担当窓口】** 県こども家庭部 若者定着還流促進課 県内定着促進グループ  
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117  
E-mail : wakamono@pref.aomori.lg.jp

## 5 労働力確保体制強化事業(県外からの人材還流)

県出身者と直接つながり続ける仕組みを構築し、UJターン就職促進のための情報を継続的に提供するとともに、県出身の学生や大学の就職担当課に対して県内企業の魅力をPRする機会を創出します。

- (1) スマートフォンのアプリの活用により、高校卒業段階から継続的に本県で働くことなどに関する情報を発信していく仕組みの構築に取り組みます。
- (2) 県内外の大学と連携し、本県出身の学生に向けて県内企業の魅力をPRする機会を創出します。
- (3) 県内外の大学の就職担当課と県内企業との情報交換会を開催します。

**【担当窓口】** 県子ども家庭部 若者定着還流促進課 県内定着促進グループ  
TEL 017-734-9398  
県子ども家庭部 若者定着還流促進課 UJターン促進グループ  
TEL 017-734-9174 FAX 017-734-8117  
E-mail : wakamono@pref.aomori.lg.jp

## 6 原子力関連研修

原子力関連施設でのメンテナンス業務への県内企業の新規参入や従事する人材の育成を図るため、県内企業を対象とした研修を実施します。(研修内容等詳細については、別途ホームページ等でお知らせします。)

- (1) 原子力発電施設等研修事業  
原子力発電施設等のメンテナンス業務への参入を図る、又は参入済みの県内企業に対し、従事に必要な知識・技術の習得や資格等の取得につながる研修を実施します。
- (2) 原子力関連技術研修事業  
メンテナンス業務を中心に、県内企業の原子力施設関連業務への参入を促進するため、基礎的な研修を実施します。

**【担当窓口】** 県環境エネルギー部 エネルギー開発振興課 むつ小川原開発・量子科学振興グループ  
TEL 017-734-9725 FAX 017-734-8213  
E-mail : enerugi@pref.aomori.lg.jp

## 7 起業家育成研修事業

創業支援拠点を設置している市等と連携し、県内において創業・起業に興味・関心のある方や検討している方を対象に、起業準備やビジネスプラン作成方法等を内容とした研修を開催します。

- (1) 内 容 起業に関する基礎知識や起業事例紹介
- (2) 場 所 県内5カ所（黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市で予定）

※詳細は決まり次第、県ホームページ等でお知らせします。また、内容は変更となる場合があります。

**【担当窓口】** 県経済産業部 企業立地・創出課 創業・起業支援グループ  
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8109  
E-mail : ritchi@pref.aomori.lg.jp

## 8 継ぎたい・継がせたい事業者支援促進事業

急激な社会情勢の変化が県内中小企業へ及ぼす影響を踏まえながら、国の支援事業と連携して、経営者の承継意識の向上を図るとともに、後継者の発掘や支援者・後継者のスキル向上に取り組み、県内中小企業の円滑な事業承継を促進します。

- (1) 継がせたい事業者発掘事業  
民間事業者のポータルサイトを活用して継がせたい事業者をオープンネームで公開し、全国の継ぎたい候補者とマッチングするモデル事業を実施します。
- (2) 継ぎたい・継がせたい事業者支援モデル構築事業
  - ①セミナーの開催  
事業承継の必要性・重要性を伝え、事業承継に取り組む意識を醸成するセミナーを開催します。
  - ②事業承継支援  
事業承継計画を作成する事業者を公募し、採択された事業者の事業承継を支援します。
- (3) 事業承継支援スキル向上事業
  - ①事業承継スキルアップ研修会を開催します。
  - ②支援者や後継者の都合に合わせて受講できる研修動画を作成します。
- (4) 広報事業  
新聞やテレビCM、県広報媒体の活用により事業承継に取り組む意識を喚起します。

**【担当窓口】** 県経済産業部 企業立地・創出課 創業・起業支援グループ  
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8109  
E-mail : ritchi@pref.aomori.lg.jp

## 9 あおもり創業・起業支援強化事業

魅力あふれる多様なしごとづくりや、創業による地域社会への貢献度向上のため、若者・女性・U I J ターン創業の推進や地域課題解決型創業の促進に取り組むとともに、関係機関と連携した支援体制の充実により、堅実な創業・起業を促進します。

### (1) 若者・女性・U I J ターン創業の推進

#### ①先輩女性起業家等を活用した創業支援

あおもり女性創業サポーターズ「あおもりフルール」の任命を行います。

#### ②U I J ターン創業支援の充実

- ・U I J ターン創業を希望する若者や女性を対象に、地域とのネットワーク構築のための県外座談会やU I J ターン創業に向けた県内ショートステイを実施します。
- ・U I J ターン創業事例集とPR動画の作成や首都圏イベントへの専門家派遣等を行います。

### (2) 地域課題解決型創業の促進

地域課題解決型創業希望者等によるワークショップや地域滞在型スキルアップ合宿、ビジネスプランプレゼンテーションを実施します。

### (3) 関係機関と連携した支援体制の充実

#### ①地域インキュベーション体制の確立

(公財) 21 あおもり産業総合支援センターにインキュベーション・マネジャー(女性1名含む)を配置し、県内外での伴走型支援や相談ルームへの派遣、創業後のフォローアップを行います。

#### ②先輩起業家等を活用した支援環境の整備

先輩起業家等を活用し、少人数交流会を実施します。

#### ③合同支援制度説明会の開催

関係機関等が一堂に会し、創業希望者等を対象としたセミナー及び各種支援制度の説明会を市部で開催します。

【担当窓口】 県経済産業部 企業立地・創出課 創業・起業支援グループ

TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8109

E-mail : ritchi@pref.aomori.lg.jp

## 10 あおもりスタートアップ推進事業

本県の経済成長と社会課題の解決を加速させるため、イノベーションの原動力となるスタートアップの創出に向けたネットワークの拡充や産学官金のリソースを結集した事業化支援、創業時や創業初期の事業拡大に要する経費の補助とともに、担い手となる人財の育成に取り組みます。

### (1) スタートアップ・ネットワークの全県的な拡充

#### ①オフラインネットワークの拡充

県内事業者、支援機関、市町村等を対象に、スタートアップに関する国内の動向や成功事例等を紹介するセミナーを開催します。

併せて、新たに開設するオンラインプラットフォームの説明会を開催します。

#### ②オンラインプラットフォームの構築

スタートアップに関する支援情報や相談の場などを提供し、起業家、投資家、支援機関等のコミュニティ形成を促進するためのオンラインプラットフォームを構築します。

### (2) 官民協働による事業化支援

産学官金による検討チームが地域に入り込みながら課題を適切に分析・構造化し、実際のビジネスモデルを構築するワーキングを実施します。

### (3) スタートアップ人財の育成

#### ①学生向け出前講座の実施

大学や高校等の学生を対象に、創業者の成功体験などを通じ、スタートアップの魅力や知識、起業家マインドなどを学ぶための出前講座を実施します。

#### ②研究者向けチャレンジプログラムの実施

大学等の研究者を対象とした、ビジネスプランの作成、マーケティングリサーチ、プレゼンテーションスキル向上など、起業に必要な基礎知識・実践スキルを習得するプログラムを実施します。

**【担当窓口】** 県経済産業部 企業立地・創出課 創業・起業支援グループ  
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8109  
E-mail : ritchi@pref.aomori.lg.jp

## 11 あおもりオープンイノベーション推進事業

イノベーションを生み出していく各過程（技術・アイデアの棚卸し、新技術・製品等の開発、社会実装）における課題を解決するための取組を通じ、県内のオープンイノベーションを促進します。

### （1）イノベーション発掘・事業化への伴走支援

研究開発支援コーディネーターを（公財）21 あおもり産業総合支援センターに配置し、事業化可能性の高い技術の発掘を行い企業と結びつけ、新技術・製品開発まで伴走支援します。

### （2）共創プログラムの実施

イノベーション創出にあたり、社内では解決できない課題について、コーディネーター等によりマッチングした県内外の企業等と共に解決策を検討し共創する場を創設し、支援機関のネットワークを通じて多重的に支援します。

### （3）知財の戦略的な保護・活用

#### ①普及啓発の実施

複数の参加者からなるイノベーションにおいて戦略的・適切に知財保護がなされるよう、関係者等に対する意識調査及び各種媒体による普及啓発を実施します。

#### ②セミナーの実施

日々進化し、イノベーションに不可欠となっている生成AI等について、著作権の取り扱い等ビジネス化に際する注意点の最新動向を情報提供するためのセミナー等を実施します。

#### ③金融機関と連携した取組の実施

オープンイノベーションで生み出された事業が適切に評価され、スムーズな資金繰りにつながるよう、行員向け知財講座等金融機関と連携した取組を実施します。

### （4）新たな市場進出に向けた支援

域外から得られたフィードバックによって技術・製品等の磨き上げを行うため、市場・意向調査、セミナー及び技術交流会等を実施します。

**【担当窓口】** 県経済産業部 産業イノベーション推進課 技術振興グループ  
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp  
県経済産業部 産業イノベーション推進課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）  
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 12 医療介護関連ビジネス開発促進事業

医療・介護現場の生産性向上等に資する製品開発等を促進するため、県内事業者と医療・介護現場の職員との交流・マッチング会や先進事例の視察会、県外医療機器メーカー等との技術交流会を開催します。

また、高齢者のQOL向上等に資する公的保険外サービスの創出を図るため、セミナーを開催します。

### (1) 現場ニーズ・技術シーズのマッチング促進

県内事業者と医療・介護現場の職員との交流・マッチング会や、生産性向上に係る先進的な取組を行っている施設の視察会を開催します。

### (2) 県外事業者等との技術交流

東北各県の支援機関等と連携し、県外医療機器メーカー等との技術交流会を開催します。

### (3) 公的保険外サービス創出セミナー

公的保険外サービスの実情や先進事例等を学ぶセミナー及び個別相談会を開催します。

**【担当窓口】** 県経済産業部 産業イノベーション推進課 ライフビジネス振興グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 13 新事業等創出セミナー開催事業

知的財産及び知的財産による新事業等の創出に対する理解と関心を深めるため、県内中小企業者、大学等研究機関、金融機関及びその他関係機関を対象としたセミナーを開催します。

※関係事業

- ・知的財産啓発・連携強化活用新事業創出推進事業

**【担当窓口】** 県経済産業部 産業イノベーション推進課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）  
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 14 知財活用弁理士等派遣事業

中小企業者等における知財研修や課題解決、地域団体における地域資源のブランド化、教育機関等における知財教育など、知財に関する多様なニーズに対して適切かつ迅速に対応するため、知的財産権制度の専門家である弁理士等を現地に派遣し、知的財産の普及啓発や活用促進を図ります。

(1) 対象者 県内中小企業者、地域団体、教育機関等

(2) 事業内容 弁理士等の派遣に係る経費（謝金、旅費）は、県が負担  
弁理士等の知的財産専門家による講義・研修は原則3時間まで（複数回の派遣可）

**【担当窓口】** 県経済産業部 産業イノベーション推進課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）  
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 15 知財活用人財育成強化推進事業（J-PlatPat 講座）

中小企業者等を対象に、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）を利用した意匠、商標の検索方法について、基本操作等を実習形式で学ぶための講座を開設します。

(1) 対象者 県内中小企業者などの実務者等

(2) 開催時期・場所 令和6年7月頃

**【担当窓口】** 県経済産業部 産業イノベーション推進課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）  
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 16 知財活用人財育成強化推進事業（知財総合講座）

中小企業者等の知的財産を扱う人財育成の強化を図るため、知的財産権制度の基礎知識から活用方法まで習得できる知財総合講座を開設します。

(1) 対象者 県内中小企業者、教育機関などの実務者等

(2) 開催時期 令和6年9月頃

(3) 開催場所 未定

※詳細は決まり次第、県ホームページ等でお知らせします。

**【担当窓口】** 県経済産業部 産業イノベーション推進課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）  
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 17 知財活用サロンの開催

中小企業者等を対象に、特許等を活用した新事業の創出、自社の価値を高めるブランド戦略構築、地域資源を活かした地域ブランド構築等を支援する研修会を開催します。

(1) 対象者 県内中小企業者等（各会場10社程度）

(2) 開催時期 未定

(3) 開催場所 未定

※詳細は決まり次第、県ホームページ等でお知らせします。

**【担当窓口】** 県経済産業部 産業イノベーション推進課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）  
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 18 在職者訓練

在職中の労働者の方を対象に、急速な技術の進歩や産業構造の変化等に対応した高度な技能を習得していただくため、短期間の職業訓練を開催します。

### (1) 開催場所

県内4カ所にある県立職業能力開発校（青森、弘前、八戸、むつ）で開催します。

### (2) 訓練コース

2024年度は、県立職業能力開発校4校で計39コースを開催予定です。

訓練内容は、電気工事、土木施工、木造建築、造園、配管など、仕事に必要な知識・技能の向上や資格取得を目的とした内容となっています。

### (3) 受講料

受講料は各コースの設定時間によって異なり、12時間までは1コース1,000円、1時間超過毎に100円が加算されます。この他、訓練コースによっては、テキスト代や材料費などを実費で負担して頂く場合があります。

### (4) その他

各コースの詳細は、各職業能力開発校のホームページに掲載しています。

**【担当窓口】** 県経済産業部 産業イノベーション推進課 職業能力開発グループ  
TEL 017-734-9415 FAX 017-734-8115  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 19 Web商談研修会の開催

生産者や関連企業・団体の販路拡大を支援するため、Web商談の手法を習得する研修を実施します。

### ○食品事業者のための“Web商談”研修

- ① 日 時 6月頃を予定
- ② 場 所 未定
- ③ 募集人数 未定
- ④ 内 容 商談を取り巻く環境の変化や効果的にWeb商談を進めるコツ、商談で伝えなければならないこと等

※詳細は決まり次第、県ホームページ等でお知らせします。

**【担当窓口】** 県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 宣伝・販売グループ  
TEL 017-734-9607 FAX 017-734-8119  
E-mail : kensanhin@pref.aomori.lg.jp

## 20 あおもりICT施工実践推進事業

県内建設現場における生産性の向上に向け、ICT活用工事を受注できる体制の構築を促進させるため、講習会等を実施します。詳細は決まり次第ホームページでお知らせします。

### (1) ICT施工講習会の実施

施工管理者を対象に、ICT施工の実務能力を習得するための実習型講習会を実施します。

### (2) ICT施工のための意見交換会の実施

施工管理者を対象に、現場の状況に応じたICT活用方法を共有するための現場見学会・意見交換会を実施します。

### (3) ICT施工のための体制作りセミナーの実施

ICT導入に向けた社内体制作りのための経営者向けセミナーを実施します。

### (4) 生産性向上のためのICT技術体験会の実施

ICT技術建機・機器のデモ・試乗体験ができる経営者向け体験会を実施します。

### (5) 生産性向上のためのICT技術セミナー・個別相談会の実施

ICT技術の導入効果及び取組事例をテーマにセミナー及び個別相談会を実施します。

**【担当窓口】** 県県土整備部 監理課 建設業振興グループ  
TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178  
E-mail : kensetsugyo@pref.aomori.lg.jp

## 21 建築事業者向け講習会

県内建築関係事業者等の技術力向上や受注拡大を図るため、快適で健康的な住まいの環境づくり・最新の法令改正情報等に関する建築事業者向け講習会を開催します。

### (1) 対象者

建築物の設計・施工等に携わる方

### (2) 開催時期・場所

詳細が決まり次第、すまいアップメールや県ホームページ等でご案内します。

**【担当窓口】** 県県土整備部 建築住宅課 住宅企画グループ  
TEL 017-734-9695 FAX 017-734-8197  
E-mail : sumai-support-aomori@pref.aomori.lg.jp

## 22 中南型キャリアデザインが育む地元愛着・定着促進事業

中南地域の将来を担う小学生～大学生・留学生へ体系的にキャリア教育を行うとともに、管内校の学生や保護者へのアプローチを促進することで、若者の地域貢献意識の向上（シビックプライドの醸成）と地元企業の採用力の向上により、地元定着を促進します。

### (1) デジタルを活用した企業と高校生の交流会の開催

管内対象の高校生と地元企業で働く若手社員とが自身のキャリアやワークライフバランスについて双方向に語り合う交流会を開催します。

### (2) キャリアに応じた地元企業体験・見学会の開催

体系的なキャリアデザインのため、小学生～大学生・留学生まで、年代に応じた地元企業体験・見学会を行います。

### (3) 管内就職支援員と連携した地元就職促進に向けた懇談会

管内高校（就職支援員及び進路指導教諭）や大学（キャリア担当）、地元企業、行政などの関係機関による担当者レベルの若者の県内定着に向けた懇談会を開催します。

**【担当窓口】** 県中南地域県民局 地域連携部 地域支援チーム  
TEL 0172-32-2407 FAX 0172-32-2451  
E-mail : ch-renkei@pref.aomori.lg.jp

## 23 協働ロボットを活用した三八地域ものづくり企業支援事業

協働ロボットは、従来の産業ロボットとは異なり、小型で軽量、省スペースに設置ができ、安全柵無しで人と同じ空間で共同して作業が可能とされています。また、プログラムの作成や変更が容易なことから1台のロボットで人の仕事を手助けする様々な作業に対応できるため、生産性向上に効果的であると注目されています。

この協働ロボットを活用して三八地域のものづくり企業の生産性向上を図るため、地域の産学官金が連携し、協働ロボット導入の機運醸成から製造工程の改善に向けた支援を行います。

### (1) ロボット利活用検討会による普及啓発

三八地域のものづくり企業において効果が高いと考えられるロボット導入事例等を紹介するセミナーを開催します。

### (2) ロボット専門人財の育成支援

生産現場においてロボットを管理する人財を育成するため、ロボット安全特別教育や協働ロボット操作体験会等を開催します。

### (3) ロボットシステムのモデル構築による導入促進

製造工程の改善に向けたロボットシステムの汎用的なモデル構築と実証試験を行うことで、三八地域の同業他社へ応用展開を図り、ロボット導入を促進します。

**【担当窓口】** 県三八地域県民局 地域連携部 地域支援チーム  
TEL 0178-27-3936 FAX 0178-27-8171  
E-mail : sa-renkei@pref.aomori.lg.jp

## 24 西北地域の未来をつくるデジタル人財育成事業

ICTスキルを活用して働く人財を育成するため、子育て中の女性や一次産業者向けにICTスキルの習得・向上につながる講座を実施するとともに、地元ICTワーカーによる高校生向けの出前講座を実施します。

### (1) ママICTワーカー育成講座の開催

県内リモートワーカー等を講師とし、リモートワークに必要とされる様々なスキルや知識を習得する講座を開催します。

### (2) アウトソーシング実証

取組(1)の参加者が県内企業等から事務代行などの案件を受注・遂行するアウトソーシング実証を行います。

### (3) 一次産業者向けICTスキル習得講座の開催

農産物や商品等の売上向上につながるようなICTスキル(オンライン直販ツールやSNSの活用方法など)を習得できる講座を開催します。

### (4) 管内高校での地元ICTワーカー出前講座の実施

Uターン経験を持つ地元のICTワーカー等が、管内高校に出向き、仕事や地元で働くことの魅力等について話す出前講座を開催します。

**【担当窓口】** 県西北地域県民局 地域連携部 地域支援チーム  
TEL 0173-34-2175 FAX 0173-34-2168  
E-mail : se-renkei@pref.aomori.lg.jp

## 25 産学官金連携人材育成支援事業

人材育成に前向きな企業を支援し、有為な人材の確保と企業の成長発展に貢献するため、産学官金が連携して人材育成研修を実施します。

### (1) 連携機関

中小企業大学校仙台校、(協組)青森総合卸センター、(協組)八戸総合卸センター、ポリテクセンター青森 等

### (2) 対象者

人材育成に取り組む中小企業者等の経営者及び管理者並びに中堅・若手社員等の従業員

### (3) 受講料

研修毎に定められた受講料をお支払いいただきます。なお、当センターの賛助会員には、受講料の助成があります。

**【担当窓口】** 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 取引推進課  
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514  
E-mail : torihiki@21aomori.or.jp

## V その他

### 1 あおもり若者定着奨学金返還支援制度

若者の県内定着・還流の促進及び産業人財の確保を図るため、県内で就業・居住する大学等卒業者の奨学金の返還を県内企業等と連携して支援します。

制度の活用には「事前登録」が必要です。

※制度の詳細は、公式サイト「あおもり奨学金サポートサイト」に掲載の要項等をご覧ください。

<https://www.aomori-life.jp/syogakukin/>



#### (1) 支援対象

- ①奨学金の貸与を受けている大学等の卒業生（見込を含む）で、就業時に35歳未満の方
- ②次のいずれかに該当する法人、団体又は個人事業者で、趣旨に賛同し資金を拠出する企業等（あおもり若者定着サポート企業（以下「サポート企業」という。））
  - ア) 採用に関する権限がある事業所等を青森県内に有する企業等
  - イ) 勤務地が原則として青森県内に限定される採用形態での採用を行う企業等

#### (2) 支援対象とする奨学金の種類

日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）  
青森県育英奨学会の大学奨学金

#### (3) 支援条件

募集対象年度にサポート企業へ就職し、6年以上就業かつ県内に居住すること。

#### (4) 支援内容

サポート企業での就業及び県内居住の要件を満たして3年経過時に支援額の1/2を、6年経過時に残りの1/2を、それぞれ県とサポート企業が同額ずつ負担して奨学金貸与機関に繰上返還する形で支援します。

支援額は、下表に基づきサポート企業が選択した額と奨学金返還残額の1/2の額を比較して低い方の額とします。

（サポート企業は、支援の要件を満たした後、それぞれ支援額の1/4を県に寄附していただきます。）

卒業・修了した学校	一人当たりの支援予定額 （上限額） ※企業が選択	支援額 ※企業と県が1/2ずつ負担
4年制大学、6年制大学、 大学院、高等専門学校専 攻科	1,500千円 1,000千円 600千円	就業と居住の要件を満たした 時点の奨学金返還残額の1/2 又は左記により企業が設定す る支援予定額（上限額）のい ずれか低い額
短期大学、高等専門学校、 専修学校専門課程	750千円 500千円 300千円	

【担当窓口】 県こども家庭部 若者定着還流促進課 UIJ ターン促進グループ  
TEL 017-734-9174 FAX 017-734-8117  
E-mail : wakamono@pref.aomori.lg.jp

## 2 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」によるマッチング支援

「あおもりジョブ」は、県内企業への就職を希望する学生や求職者等に、自社のPRをすることができ、青森県公式就職情報サイトです。企業情報・求人情報・インターンシップ情報を無料で掲載できます。

### (1) あおもりジョブの特徴

- ・掲載も更新も無料
- ・大手求人サイト「スタンプ」等に自動掲載
- ・移住支援金対象法人・求人の登録により応募者増の期待大

### (2) 掲載内容

- ・県内企業の自社情報
- ・求人情報
- ・インターンシップ情報

### (3) 利用方法

「あおもりジョブ」 (<https://aomori-job.jp/>) にアクセスし、システム利用登録の上、掲載内容の登録（企業登録・求人登録・インターン登録）を行ってください。

【担当窓口】 県子ども家庭部 若者定着還流促進課 県内定着促進グループ  
あおもり人財確保推進センター（アスパム7階）  
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076  
E-mail : wakamono@pref.aomori.lg.jp

## 3 新卒者地元就職促進プロジェクト事業

県内企業による県内就職の魅力発信と新卒採用のための高校・大学等への営業力の強化を進めるとともに、学生と県内企業の相互理解促進を図ります。

### (1) 官民連携による県内就職の気運醸成

- ①県とともに県内就職の魅力発信に取り組む企業を「あおもり県内就職促進パートナー企業」として登録します。
- ②共通のPRツール（ロゴやキャッチコピー、パンフレット等）を活用し、パートナー企業が高校生や大学生に対して県内就職をPRします。
- ③高校生や大学生、保護者等に向けて県内就職の魅力と県内企業の情報を集中的に発信します。

### (2) 教育現場と企業のマッチング促進

- ①「上手な新卒求人のしかた」リーフレットを制作・配布します。
- ②教員等が教える「上手な新卒求人のしかた」セミナーを開催します。
- ③企業と進路指導担当者の懇談会を開催します。

### (3) 学生と県内企業の相互理解促進

- ①新規大学等卒業予定者等を対象に学内での企業説明会や研究会を開催します。
- ②民間団体と大学の連携によるインターンシップのモデルづくりを行います。
- ③大学主催のセミナーや保護者会等でUターン支援策などを紹介します。

【担当窓口】 県子ども家庭部 若者定着還流促進課 県内定着促進グループ  
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117  
E-mail : wakamono@pref.aomori.lg.jp

## 4 本社機能の移転・拡充に対する支援

本社機能の移転や拡充を行う事業者が、県から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けることにより、課税等の特例の支援を受けられます。

### (1) 支援内容

- ① 中小企業基盤整備機構による債務保証  
保証限度額15億円
- ② 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例  
特別償却又は税額控除の選択
- ③ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例  
増加雇用数に応じて税額控除

### (2) 主な認定要件

- ・ 事務所や研究所、研修所など本社機能を有する施設の移転・整備を行うこと
- ・ 増加させる常時雇用する従業員が5人（中小企業者は1人）以上であること
- ・ 施設整備に係る計画期間が県の地域再生計画の計画期間であること
- ・ 風俗営業等に該当する事業の事業者でないこと

詳細は下記ホームページをご確認の上、お気軽にお問い合わせください。

本社機能の移転・拡充に対する支援のお知らせ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/chiiikisaisei.html>

**【担当窓口】** 県経済産業部 経済産業政策課 政策推進グループ  
TEL 017-734-9366 FAX 017-734-8106  
E-mail : sangyo@pref.aomori.lg.jp  
県経済産業部 企業立地・創出課 立地推進グループ  
TEL 017-734-9381 FAX 017-734-8109  
E-mail : ritchi@pref.aomori.lg.jp

## 5 中小企業等グリーントランスフォーメーション（GX）推進事業

カーボンニュートラル実現に向けた対応を成長の機会として捉え、県内中小企業者のGXを推進し、企業価値・競争力の向上を図ります。

### （1）GXに向けた意識啓発

GXに向けた意識啓発を図ることを目的に、県内中小企業者の経営者層及び産業支援機関を対象としたセミナーを開催します。

### （2）GX経営戦略の策定、導入支援

#### ①GXアドバイザー派遣

県内中小企業者のGXを推進するためアドバイザーを派遣し、GXに向けた経営戦略の策定に関する助言を行います。

#### ②脱炭素化・カーボンニュートラル関連設備導入経費への補助

県内中小企業者に対して、デジタル技術を活用した脱炭素化と生産性の向上の両立に資する設備の導入に要する経費の一部を補助します。

### （3）グリーン成長戦略関連産業参入支援

県内企業を対象に参入可能性が高い産業に関する知識習得等を目的とした研修会を開催します。

**【担当窓口】** 県経済産業部 地域企業支援課 中小企業支援グループ  
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107  
E-mail : kigyoshien@pref.aomori.lg.jp

## 6 アップサイクルビジネス推進事業

本県由来の未利用資源を活用した新たなビジネスの創出を図るため、参加企業同士が交流しながら、資源の活用手法や加工技術等を学ぶ機会を提供し、未利用資源等を排出する側と活用する側との連携を促進します。

また、テストマーケティング等を通じて、県内外での販路開拓・拡大等を支援します。

### （1）未利用資源の活用手法・加工技術の勉強会

アップサイクルビジネスに興味・関心のある県内企業を対象として、未利用資源の排出現場の視察や、活用手法・加工技術に係る講習等を行う勉強会を開催します。

### （2）テストマーケティングの実施

県内の土産品店等において、アップサイクル製品等の展示コーナーを一定期間設置し、試験販売や市場調査等を実施します。

### （3）首都圏プロモーションの実施

県外事業者とのビジネスマッチングを促進するため、首都圏展示会への出展を実施します。

**【担当窓口】** 県経済産業部 地域企業支援課 経営力向上グループ  
TEL 017-734-9134 FAX 017-734-8107  
E-mail : kigyoshien@pref.aomori.lg.jp

## 7 レッツBuy あおもり新商品認定事業

新商品開発や新事業創出に積極的に取り組む県内中小企業者等が開発し製造する新商品を県が認定し、レッツBuy あおもり新商品としてPR等に努めることや、当該商品を随意契約により購入することで、新商品開発や販路拡大を支援します。

### (1) 申請者の要件

次のいずれかに該当し、新商品を開発し製造する方

- 県内に本店又は主たる事務所を有する者
- 県内に工場又は事業場を有する者
- 県内に住所を有する個人

### (2) 対象商品

- 概ね5年以内が開発されたものとし、新規性、有益性、実現性等に照らして審査会で認定されます。
- 医薬品、食品は対象外です。

### (3) 支援策

- 県庁内への試験的購入、評価、販売者へのフィードバック
- (公財) 21 あおもり産業総合支援センターによる首都圏販路開拓支援
- 報道機関への情報提供やホームページにおける商品の紹介
- ホームページ等による情報発信
- 民間企業とのビジネスマッチング
- 首都圏等での展示会への出展等への推薦

**【担当窓口】** 県経済産業部 地域企業支援課 マーケティング支援グループ  
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107  
E-mail : kigyoshien@pref.aomori.lg.jp

## 8 インバウンド向け本県商品魅力向上・発信事業

インバウンド向けの商品を取り扱う大手小売店やバイヤー等の企業と連携し、県内事業者が実施するインバウンド向け商品の開発や魅力向上への支援を行うとともに、インバウンドが多数訪れる実店舗においてテストマーケティングを実施します。

### (1) インバウンド向け商品開発

インバウンド向けに既存商品の改良や魅力向上、新商品開発を行う県内事業者を選定し、インバウンド向け商品開発のノウハウを有する企業から専門的なアドバイスを受けながら、インバウンド向け商品を開発します。

また、インバウンド向けの商品を売る機能やバイヤー等とつなぐ機能を強化するため、コーディネーターを設置し、企業からのノウハウの取得を進めます。

- ・参加事業者：インバウンド向け商品開発に関心のある県内事業者  
販売に関心のある県内事業者
- ・実施方法：ノウハウを有する企業との企画会議を3回程度実施

### (2) 店舗における魅力発信・テストマーケティング

海外観光客が多数訪れ、インバウンド向けの商品を取り扱っている国内店舗を有する企業と連携し、開発したインバウンド向け商品を実際に販売するなど、テストマーケティングを行うとともに、本県商品の魅力を発信する。

- ・実施場所：首都圏のインバウンド集客が見込まれる店舗
- ・実施期間：1ヶ月程度
- ・参加事業者：インバウンド商品開発を行った県内事業者
- ・情報発信：ウェブページにおいて本県商品の魅力を発信

**【担当窓口】** 県経済産業部 地域企業支援課 マーケティング支援グループ  
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107  
E-mail : kigyoshien@pref.aomori.lg.jp

## 9 食品事業者等デジタルマーケティング活用販路拡大支援事業

県内食品事業者等のデジタルマーケティング活用を支援するとともに、マーケットの変化・動きを踏まえながら、ECサイトや大規模展示会等を活用した販路拡大を図ります。

### (1) デジタルマーケティング活用推進

- ①県内食品事業者等を対象として、専門家によりデジタルマーケティングに係る現状を調査し、課題や不明点などを把握した上で、WEBサイトアクセス解析、ターゲット分析・商談先へのアプローチ手法等の検討を実施します。
- ②デジタルマーケティング活用に関するトークセッション型セミナーを開催するとともに、デジタルマーケティングの事例をホームページ、SNS等で周知・広報します。

### (2) ECサイトを活用した販売力強化

- ①ECサイトの動向や取扱商品を確認しながら、ECサイトを活用した販売力強化に向けた個別指導を実施します。
- ②複数のECサイトを活用し、テスト販売を実施します。
- ③ECサイトでの販売力強化に向けたセミナーを実施します。

### (3) 大規模展示会を活用した販路拡大

- ①デジタルマーケティング活用により分析した商談先及び商談アプローチ方法等について事業者の課題解決に向けた個別指導を展示会の前後で実施します。
- ②BtoBでの販路拡大に向け、関係機関と連携して食に関する商談展示会に青森県ブースを出展します。

**【担当窓口】** 県経済産業部 地域企業支援課 マーケティング支援グループ  
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107  
E-mail : kigyoshien@pref.aomori.lg.jp

## 10 青森・神戸共創ビジネス推進事業

FDA青森・神戸線のアクセス利便性を生かし、本県と神戸市の事業者間のビジネス機会創出とものづくり分野での交流推進・展示会出展により、青森・神戸のビジネス連携の推進を図ります。

### (1) ビジネス連携の推進

- ①神戸市等の事業者を本県に招へいし、青森県事業者との商談・ビジネスマッチング及び交流会を開催し、マッチングの機会を創出するとともに、成立に向けたフォローアップを行い、ビジネス連携を推進します。
- ②神戸市等の事業者と連携し、県産品等の試験販売を行うテストマーケティングを実施し、神戸市等での販売に向け、商品の課題や強み等の把握と顧客ニーズの調査を行い、販路拡大につなげていきます。

### (2) ものづくり産業の交流・展示会出展

- ①青森・神戸両地域のものづくり産業の特徴について知る視察会等を通じ、両地域のものづくり企業の交流推進を図ります。
- ②神戸市で開催されるものづくり産業展示会に、神戸市と連携して共同ブースを出展し、ものづくり企業の技術連携や販路拡大を図ります。

**【担当窓口】** 県経済産業部 地域企業支援課 マーケティング支援グループ  
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107  
E-mail : kigyoshien@pref.aomori.lg.jp

## 11 青森県内企業と台湾企業とのビジネス交流スタートアップ支援

平成30年12月に「イノベーション・ネットワークあおもり」と「台日商務交流協進会」及び「台北市進出口商業同業公会」との間で締結した経済交流覚書に基づき、青森県と台湾の経済発展に向けてビジネス交流に関する支援を行います。

### (1) 概要

青森県企業又は台日商務交流協進会及び台北市進出口商業同業公会会員企業が、日台企業間のビジネス交流を希望する場合、以下の支援を行います。

- ①面談候補企業の選定      ②面談日程の調整（初回のみ）
- ③打合せスペースの提供      ④通訳サービスの提供（初回顔合わせのみ）
- ⑤事務局の同行（初回のみ）

### (2) 費用

本支援に係る費用は原則として無料です。

ただし、通訳サービスの提供については初回顔合わせ時のみとし、2回目以降継続したやりとりが発生した場合は、通訳の確保・負担等は各企業にご対応いただきます。

（上記③④について、台北市進出口商業同業公会は有料）

#### <台日商務交流協進会>

台日企業間のビジネス交流の促進に向け、多角的な支援を展開する団体。台湾の中小企業者を中心として会員数116名。

#### <台北市進出口商業同業公会>

貿易の発展・拡大を目的とした多くの活動を展開する民間企業団体。台北市及びその周辺都市を中心に会員企業約6,000社。

詳しくはホームページをご覧ください。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/taiwan\\_business\\_startup.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/taiwan_business_startup.html)

**【担当窓口】** 県経済産業部 産業イノベーション推進課 技術振興グループ  
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 12 「あおもりPG」シニア市場拡大事業

「あおもりPG」の更なる販路拡大を目指し、急成長しているシニア市場への参入を集中的に支援します。

### (1) シニア市場セミナー

「あおもりPG」を活用した商品開発を行う県内企業を対象として、シニア市場の特性や成功事例を紹介するセミナーを開催します。

### (2) 商品開発・改良アカデミー

専門家が商品開発・改良について助言・指導を行うアカデミーを開催します。

### (3) 県内シニア関連施設におけるテストマーケティング／首都圏展示会

県内の介護施設や温泉施設等において体験型のテストマーケティングを行い、商品改良に反映するほか、首都圏展示会におけるプロモーションを実施します。

**【担当窓口】** 県経済産業部 産業イノベーション推進課 ライフビジネス振興グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

### 13 大企業研究者との技術連携等による新ビジネス創出事業

県内企業と弘前大学 COI - NEXT プロジェクトに参加している大企業等との連携による新ビジネスの創出に向け、技術連携の促進や交流の場づくりに取り組みます。

(1) 県内企業とプロジェクト参画企業との情報交換会

双方の企画開発・研究部門等の担当者を招聘し、お互いの商品開発事例や研究内容について情報交換等を行うとともに、社会実装等の連携可能性について意見交換する場を創出します。

(2) 県内企業を対象とした技術研修会

プロジェクト参画企業の研究者を講師として、県内企業の製品の開発課題や磨き上げ等に寄与する技術研修会を開催します。

(3) 弘前大学COI二次参画企業社会実装実証事業

県内企業とプロジェクト参画企業等との連携による、新たなヘルスケアサービスの創出を目的として、同プロジェクトの研究成果や参画企業の製品・技術等を活用した社会実装の実証事業を行います。

対象者 県内企業

※弘前大学COIプロジェクトに参加する企業との協働体制を有すること。

対象経費 ① 人件費

② 事業費（旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費等）

③ 一般管理費（上記①人件費及び②事業費等の合計額の10%以内）

予算規模 総額400万円（2件程度）

【担当窓口】 県経済産業部 産業イノベーション推進課 ライフビジネス振興グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

### 14 青森型健康志向食品育成事業

本県の食材の優位性を活かした健康志向食品等の開発・販路拡大を支援します。

(1) ブランディング研究会

専門家や関係機関等で構成する研究会を発足し、ブランディング及び販売戦略を検討します。

(2) 個別相談会

専門家が商品企画や表示、機能性表示食品等の届出等について助言・指導を行います。

(3) 県内PR／首都圏展示会

県内及び首都圏におけるプロモーションを実施します。

【担当窓口】 県経済産業部 産業イノベーション推進課 ライフビジネス振興グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 15 韓国インバウンド需要拡大事業

北東北三県及び北海道合同によるソウル事務所を活用して、韓国市場をターゲットした県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

### (1) バイヤー招請事業

韓国から食品関連バイヤー等を招請し、県内企業との個別商談、産地視察等を実施することにより、県産品の販路開拓・拡大を支援します。

### (2) 展示会出展事業

ソウル市内で開催される食品関連の展示会にブース出展し、県内企業と韓国企業の商談の機会を創出することにより、県産品の販路開拓・拡大を支援します。

### (3) 販路開拓支援事業

韓国企業に県産品のサンプルを紹介するとともに、韓国の嗜好やニーズを調査し、県内企業にフィードバックすることにより、県産品の販路開拓を支援します。

【担当窓口】 県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119  
E-mail : kensanhin@pref.aomori.lg.jp

## 16 ものづくりグローバル展開事業

ものづくり関連県内企業の海外販路開拓・拡大を図るため、アドバイザーを設置し、県内企業のニーズに合った個別支援を実施するとともに、伝統工芸品については、欧州をターゲットとしたビジネスマッチングの体制を構築します。

### (1) 全世界を対象とした工業製品輸出の伴走型支援

海外の工業製品マーケットや県内企業の工業製品に精通している複数の専門家をアドバイザーとし、県内企業の相談窓口として、個々の製品の特性や県内企業の意向に合った伴走型の支援を実施します。

### (2) 伝統工芸品の欧州向けビジネスマッチング

欧州バイヤー等とのビジネスマッチングを通年で実施できる体制を構築し、県内の伝統工芸品製造事業者の商談機会を創出します。

【担当窓口】 県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119  
E-mail : kensanhin@pref.aomori.lg.jp

## 17 グローバルマーケットシェア獲得事業

県産品の輸出拡大に向け、対象国に応じたパートナー企業との取組を強化し、東アジアや東南アジア等で更なる販路開拓・拡大を図るとともに、輸出の全世界展開に向け、新たなマーケットを開拓するため、欧米において、新規ターゲットの調査を行い、今後の輸出ターゲットとしての有望性を検証します。

### (1) 新規ターゲット調査・分析

新規ターゲット国の日本食レストランやスーパーマーケット等における日本産食材の使用・販売状況や今後の需要見通し及び新たなパートナーとなる現地の有望な商社等を調査・分析し、今後の県産品の市場可能性を検証します。

### (2) パートナー企業との連携による販路開拓・拡大

対象国に応じたパートナー企業と連携し、対象国のマーケットに応じた取組を実施し、県産品の販路開拓・拡大を図ります。

### (3) 東南アジア輸出コーディネーターの設置

東南アジアでの販路開拓を目指す県内中小企業者を支援するため、日本産農林水産品の主要輸出先において、専門家によるアドバイス・コーディネート体制を構築し、ビジネスマッチングやバイヤー招請など、海外ビジネスの実現・拡大に向けた機会を創出します。

**【担当窓口】** 県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730  
県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 輸出促進グループ  
TEL 017-734-9574 FAX 017-734-8119  
E-mail : kensanhin@pref.aomori.lg.jp

## 18 あおもり食品産業強化サポート事業（ビジネスチャンス拡大対策）

県外の中食・外食業者等を対象とした本県ならではの業務用食品の提案型セールス活動を展開しながら、取引先のニーズを把握し、県内食品加工業者とのマッチングを支援します。

### (1) 県内食品事業者と県外中食・外食業者等のマッチング支援

食品事業者の販路開拓力向上に向け、県外の中食・外食事業者等に対するセールス活動支援や、バイヤーの産地招請、産地商談を実施

### (2) あおもり食産業支援サイトの運営

食品加工事業者の商品紹介、業務用食材のデータベースなどの情報をインターネットサイトで提供

**【担当窓口】** 県農林水産部 食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ  
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8086  
E-mail : shokusangyo@pref.aomori.lg.jp

## 19 あおもりブランド商品開発支援事業

本県ならではの食材を活用した本県を代表する商品の創出に向けて、継続的に商品開発に取り組む意欲のある県内加工事業者等に対し、商品開発のコンセプトやターゲットの設定から試作品開発までの包括的な取組を支援します。

(1) 対象者 県内加工事業者等

(2) 内 容

①県内事業者へのヒアリング調査

商品開発や首都圏等への販路開拓に意欲的な県内加工事業者等に対し、直近の販売状況や直面している課題・要望等をヒアリング

②商品開発アドバイスの実施

加工事業者等を公募し、首都圏等のマーケットに精通した専門家により、商品開発で重要となるコンセプト・ターゲットの設定や商品設計等について、事業者ごとの個別課題に応じたアドバイスを実施

【担当窓口】 県農林水産部 食ブランド・流通推進課 ブランド推進グループ  
TEL 017-734-9573 FAX 017-734-8086  
E-mail : brand@pref.aomori.lg.jp

## 20 「青森のうまいを全国へ」青森県産品販売促進事業（首都圏・西日本の百貨店や飲食店等への販路開拓・販売拡大）

首都圏・西日本における県産品の販売拡大を図るため、これまでの関係やノウハウを生かした百貨店やホテル・飲食店・EC企業等への販路開拓や販売拡大を推進します。

(1) マーケティング専門家のアドバイスに基づく販路開拓活動の実践

(2) 百貨店・高級店・EC企業等実需者との共同企画（フェア）等を通じた販路開拓・販売拡大

【担当窓口】 県農林水産部 食ブランド・流通推進課 ブランド推進グループ  
TEL 017-734-9573 FAX 017-734-8086  
E-mail : brand@pref.aomori.lg.jp

## 21 「寄り添うのは消費者ニーズ」新商品開発事業

大手量販店等と連携しながら、SDGsやヘルス&ウェルネスなど新たな価値観に対応したモデル商品の開発や、加工原料の多様化に応じた新たな商品を開発し、食品産業の新分野を成長させます。

### (1) 大手量販店との連携による出口対策を講じた新商品開発

- ①有識者やパティシエなどが参画した研究会の設置
- ②トレンドを捉えたモデル商品の開発及び販売
- ③植物系代替原料等を使用した新たな加工品開発
- ④展示商談会による販路開拓

### (2) 6次産業化や農商工連携の強化

- ①県内加工事業者の保有機械及び加工技術調査による委託加工等マッチング機会の拡大
- ②冷凍・アップサイクル製品等の開発

【担当窓口】 県農林水産部 食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ  
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8086  
E-mail : shokusangyo@pref.aomori.lg.jp

## 22 企業の農業参入に対する支援

農業の多様な担い手を確保するため、企業等の農業参入を推進するとともに、既に農業参入している企業等の農業経営の安定に向けた取組を支援します。

### (1) 企業農業参入研修会の開催

開催日時 令和6年12月(予定)

開催内容 ①県内外の優良事例発表・講演等

先進的な農業参入企業や農業経営者、コンサルタント等の専門家による事例発表や講演を行います。

②関連施策の紹介

農業参入に役立つ関連施策(農地中間管理事業、融資制度等)について情報提供を行います。

### (2) 相談窓口の設置及びアドバイザーの派遣

構造政策課及び各地域県民局に相談窓口を設置し、農業参入に関心のある企業からの相談に随時対応するとともに、企業からの要望に応じ、栽培技術の習得等を支援するアドバイザーの派遣を行います。

### (3) デジタル化した農地情報の提供

農業参入を希望する企業等が利用可能な農地情報等をホームページで公開し、企業等の農地取得を支援します。

【担当窓口】 県農林水産部 構造政策課 農地活用促進グループ  
TEL 017-734-9462 FAX 017-734-8136  
E-mail : nouchikatsuyou@pref.aomori.lg.jp

## Ⅵ エネルギー価格等物価高騰に係る支援

### 1 省エネ対策によるコスト削減をしたいとき

中小企業者等を対象に、省エネ情報の提供から国等の補助金活用による省エネ設備導入までを一貫してサポートします。

- (1) 支援内容
- ①省エネ・補助金等情報提供  
具体的な省エネ対策とコストメリット、各種支援制度を活用した設備導入手法等の省エネ情報等を提供します。
  - ②伴走型サポート事業  
専門家派遣による省エネ診断を実施し、具体的な省エネ対策を提案します。  
省エネ対策提案後は、継続的な省エネ活動に向けてサポートします。
  - ③省エネ設備導入サポート事業  
省エネ設備の導入を促進するため、相談窓口により国の省エネ補助金等支援制度の活用をサポートします。
- (2) 対象者 県内中小企業者等
- (3) 派遣する専門家 エネルギー管理士等の省エネルギー専門家
- (4) 経費負担 事業規模によって異なるため、詳しくはお問い合わせください。
- (5) 募集時期 令和6年6月～（予定）
- 【担当窓口】 県環境エネルギー部 環境政策課 地球温暖化対策グループ  
TEL 017-734-9243 FAX 017-734-8065  
E-mail : kankyo@pref.aomori.lg.jp

# 経営安定化サポート資金「経営安定枠」で資金繰りを支援します

原油価格の上昇又は物価高騰により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者に対する支援を強化するため、経営安定化サポート資金「経営安定枠」において物価高騰の影響を受けている県内中小企業者を融資対象に追加し、資金繰りを支援しておりますのでご利用ください。

## ご利用いただける方

- 県内に事業所を有する中小企業者であり、次のいずれかに該当する方
- (1) 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方
  - (2) 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方

## ご融資の条件

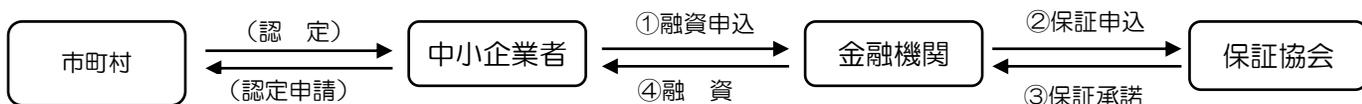
- 融資限度額 4,000万円（運転資金）
- 融資利率 取扱金融機関所定利率－0.8%（下限1.6%）  
「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。
- 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。
- 保証料率 原則年0.45～1.90%  
セーフティネット保証5号 0.86%

## 信用保証料補助

以下の市町村では、保証料の全部又は一部を補助します。  
青森市、弘前市、五所川原市、三沢市、つがる市、平川市、深浦町、野辺地町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、風間浦村、三戸町、階上町

## 融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。  
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証5号※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。  
※セーフティネット保証5号の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）  
青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話017-734-9368
- 県ホームページ：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

## 賃金引上げや物流の2024年問題の解決に 取り組む県内中小企業の方へ

賃金引上げに資する取組を行う県内中小企業者や物流の2024年問題の解決に対応するため業務効率化に取り組む県内中小企業者を支援するため、「青森新時代」への架け橋資金において「賃金引上げに資する取組」及び「物流の2024年問題の解決への取組」を融資対象としているのでご活用ください。

### ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 賃金引上げに資する取組（1人当たり平均時給又は月給を1.5%以上引き上げる計画を作成するもの）
- (2) 物流の2024年問題の解決への取組（業務効率化を図るもの）

### ご融資の条件

- 融資限度額 2億8,000万円（他の融資対象も含めた合計）
- 融 資 利 率 固定年1.1%（三者連携協定の場合1.0%）
- 融 資 期 間 設備資金15年以内（うち据置3年以内）  
運転資金10年以内（うち据置2年以内）
- 担 保 必要に応じて徴求
- 保 証 人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保 証 料 率 原則年0.45～1.90%

### 信用保証料補助

県が保証料の30%を補助します。

また、以下の市町村では、県の保証料補助に加えて、保証料の全部又は一部を補給します。  
弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、中泊町

### 融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。  
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証5号※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）  
青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話017-734-9368
- 県ホームページ：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

## 4 LP ガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（追加実施分）について

青森県では、エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担軽減を図るため、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外となっている「LP ガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業等に対し、その使用量に応じた支援金を給付します。

### (1) 申請受付期間

令和6年5月7日（火）～令和6年6月28日（金）

### (2) 給付金額

#### ①LP ガス分

令和5年10月分から令和6年4月分までの「LP ガス」の県内事業所における使用量に、以下の支援単価を乗じた額

・LP ガスの支援単価

1立方メートル（m<sup>3</sup>）当たり31円

#### ②特別高圧電気分

令和5年10月分から令和6年4月分までの「特別高圧電気」の県内事業所における使用量に、以下の支援単価を乗じた額（ただし1ヶ月当たりの上限額25万円）

・特別高圧電気の支援単価

1キロワットアワー（kWh）当たり1.25円

### (3) 給付対象者

令和6年5月1日時点で、県内に事業所を有する「中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主※」であって、要件1及び要件2をいずれも満たす者

・要件1 LP ガス・特別高圧電気使用要件

業務用LP ガス又は特別高圧電気について、令和5年10月分から令和6年4月分までのいずれかの月分の使用があること。

※主に業務で使用されているLP ガスが対象であり、主に家庭で使用されているLP ガス（青森県消防保安課が実施した「LP ガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき料金が減額されているもの）は対象外

※国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象となっている都市ガスや特別高圧電気以外の電気は対象外

・要件2 事業継続意思要件

令和6年5月1日時点において青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があること。

### (4) 申請方法

前回分（令和5年1月分から令和5年9月分まで）の支援金の給付を受けている事業者の方に対しては、令和6年4月頃に直接申請書を郵送します。（住所変更などにより申請書が届かなかった場合は以下の方法で入手をお願いします。）

前回分の支援金の給付を受けていない事業者の方については、県庁ホームページからのダウンロード、又は県庁正面玄関受付、お近くの県の合同庁舎、県内各商工会議所、県内各商工会及び青森県商工会連合会で申請書を入手し、主たる事業所の所在地を管轄する商工会、商工会議所又は青森県商工会連合会に郵送又は持参により提出してください。

県庁ホームページ：

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/chikikigyo/lpgasushienkin\\_01.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/chikikigyo/lpgasushienkin_01.html)

【担当窓口】 県経済産業部 地域企業支援課 中小企業支援グループ

TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

E-mail : kigyoshien@pref.aomori.lg.jp